

法科大学院認証評価

自己点検評価書

横浜国立大学大学院国際社会科学府
法曹実務専攻

令和2年3月

横浜国大

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	3
第2章	教育内容	9
第3章	教育方法	26
第4章	成績評価及び修了認定	36
第5章	教育内容等の改善措置	50
第6章	入学者選抜等	56
第7章	学生の支援体制	65
第8章	教員組織	74
第9章	管理運営等	87
第10章	施設、設備及び図書館等	91
第11章	自己点検及び評価等	95

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

横浜国立大学大学院国際社会科学府
法曹実務専攻

(2) 所在地 神奈川県横浜市

(3) 学生数及び教員数（令和2年4月1日現在）

学生数：14人

教員数：17人（うち実務家教員4人）

2 特徴

1 本学は、横浜の地にあり、その歴史と将来果たすべき役割とを踏まえて、「実践性」、「先進性」、「開放性」、「国際性」に富んだ教育を理念としている。この大学としての教育理念の下で、法科大学院（国際社会科学府法曹実務専攻）においては、それを、法科大学院制度の4つの主旨、「実務への架橋」「専門的資質能力の習得」「先端的法領域の理解」「非法学部出身者・社会人への門戸の開放」と結びつけるという教育の理念及び目標の下で、複雑化する社会に積極的に貢献できる、下記①から③のような法曹を養成することを特徴としている。そしてこの特色を教育内容だけによってではなく、教育体系及び組織的連携を活用した体制によって実現する。すなわち、本学が養成しようとする法曹像としては、①租税法務、国際企業法務などの分野で変転する社会経済環境に適応できる専門性と国際性を備えた法曹、②企業・官庁内弁護士などの法曹、③市民の法的需要に的確に応ずることのできる法曹、である。

2 そこで、大学の理念と本学法科大学院の目的・理念を実現するために、本学法科大学院では以下のような特徴ある教育体制を確立している。まず、「実践性」という点では、地域連携型法科大学院として、神奈川県弁護士会との教育上の密接な連携によってその実現に努めてきた。平成26年9月3日に横浜国立大学は神奈川県弁護士会との包括連携協定を締結し、実務家専任教員、みなし専任教員、実務家非常勤講師の派遣について積極的な協力を得るのみならず、エクスターンシップ、法律相談等のフィールド・ワークについても同弁護士会による十分な協力の下での、「実践的」な教育の実施を可能としている。これは、「実務への架橋」という法科大学院の制度主旨との関連でも「実践的」なものである。

3 「開放性」という面では、平成16年の設置以来一貫して、非法学部出身者や社会人にも「広く門戸を開いた」

法科大学院とすることを入試及び教育の面で維持している。

4 「国際性」、「先進性」に富んだ教育という面では、国際取引法分野などの先進的な国際企業法務に関し視野の広い知見を持つ法曹の養成や、東アジア・東南アジアなどグローバル化する企業ニーズなどに対応した実践的な実務教育にも力を入れ、知的財産法分野を始めとする経済活動に関連する先進的法領域、通商法分野、更には、租税法務等の領域に専門的知識を有する「先端的」な法曹の育成に努めている。法曹の原点である市民密着型法曹の養成にあっても「実務の先端」を意識した教育によって、競争の激化している法曹界の先頭に立ち、市民の法的需要に応えることのできる法曹を育成する。この点では神奈川県弁護士会との強固な教育的連携による地域性を踏まえた実務教育と徹底した少人数教育により、その実効性を高める教育が行われている。

5 更に、基礎から応用への積み上げ方式の科目配置を行い、法曹養成の核となるコア科目を設定して、学年進行に応じた、法律基本科目、法律実務基礎科目、法律実務基礎（総合演習）科目を配置する。最終年度の総合演習科目によって法理論と実務とを統合させる教育を行い、「実務への架橋」を一層実際的なものとすることを目指している。

6 次に、本学としての特徴ある法曹を養成するため、展開・先端科目Ⅰ群には、経済法、租税法や国際法などの司法試験の選択科目を配置し、展開・先端科目Ⅱ群には、地方自治法や民事執行・保全法などの法律基本科目を補う「先端的な科目」を配置する。更に、展開・先端科目Ⅲ群には、実務登記法など「実務の先端」を中心とする科目を配置する。これらによって、①租税法務に強い法曹、②国際企業法務に強い法曹、③市民密着型法曹を養成することが可能な体制となっている。

7 非法学部出身者や社会人に「広く門戸を開く」ことから、1年次春学期に、法学未修者のための導入科目として法学原論を設け、更に基本七法領域をカバーする少人数科目としてTutorial科目を設置して、法律基礎知識の確認学習に配慮したカリキュラム編成をしている。

以上のような本学の教育の理念及び目標を初め、前述した具体的なカリキュラムの構成をも含めて、これらの内容については、法科大学院のホームページなどを通じて、

教員・学生にはもちろんのこと広く社会に対して公表し、情報提供に努めている。

II 目的

1. グローバル人材としての法曹実務家の養成

横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻（法科大学院）は、大学院学則において教育上の目的を「実践的な実務法曹の養成教育を中心とし、東アジア・東南アジア等へグローバル化する企業ニーズに対応した実践的な実務教育を念頭に置き、国際性と専門性とを兼ね備えたグローバル人材としての法曹実務家を養成することを目的とする。」としており、租税法務、国際企業法務、市民密着型法務など社会の様々な法的分野で質の高い法的サービスを提供することのできる、国際都市横浜という地域に根ざし世界に通じる法曹養成を狙いとしている。加えて、法曹としての強い責任感や倫理観の涵養、すなわち、人間への深い理解や地域・社会に貢献するという確固たる使命感と強い気概を持った、「人に寄り添う法律を学び、真に社会に役立つ」法曹の育成という視点を重視している。本学法科大学院は、高度で専門的な教育を行うと共に、豊かな人間性と国際性を備えて幅広い分野で活躍し、地域に貢献できる、「一人ひとりの専門知識や多様なバックボーンを活かした豊かな」法曹養成をその目標として掲げる。

2. 多様なバックボーンを持った人材の育成

上記の目標を達成する上で、次の3点は、重要な意味を有している。まず、本学法科大学院は、その出発点として国際経済法学研究科という学部を持たない独立研究科を起源とする法学研究組織の継承発展の上に設置されている。現在においても、本学法科大学院は、国際社会科学府の中に、経済学専攻、経営学専攻、国際経済法学専攻と並んで設置された、社会科学系の総合大学院の一専攻という位置づけとなっている。そのため、学部を有さない法科大学院として、ロースクールの本来の趣旨にふさわしい、多様なバックボーンを持った学生が集う法科大学院としての姿勢を明瞭に示している。また、神奈川県内の法曹養成に責任を持つ法科大学院として、法学未修者の志願者動向が全国的に大きく変化している中で未修者の定員を総定員の半数以上として維持し、非法学部出身者や社会人へ門戸を開いていることは、上記の教育目的に沿うものである。更に、グローバル人材を養成すべく、国際・比較を前面に出した科目展開を行い、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目も充実しているといえる。

3. 徹底した少人数教育

また、1学年25人の学生定員（平成27年度から）に対して19人の専任教員による、充実した少人数教育が実施されていることも、豊かな人間性を備えた法曹人材の養成という目的にとっては欠くべからざる要素である。これによって、行き届いた双方向的・多方向的授業が可能となり、柔軟な法的思考能力や問題解決能力が鍛えられるばかりでなく、教員と学生との距離が近いことから、密度の濃い人間関係が成り立ち、ひいては社会正義を実現するという法曹としての倫理観、地域・社会に貢献するという使命感の育成に大いに役立つものと考えている。

4. 神奈川県弁護士会との連携

更に、神奈川県弁護士会との強い連携、全面的な協力関係も上記の目的を達成するために不可欠な要素である。このことにより、専任の実務家教員や現役弁護士の非常勤講師としての派遣が可能となり、法律実務基礎科目を中心とした実践的授業科目の充実、研究者教員との協同による演習授業の実施、弁護士会の強力な支援による教材開発に関するバックアップ体制の構築、更には、エクスターンシップ学生の受け入れ、地域の裁判所・検察庁等関連施設での実地学習の機会等を確保している。これらによる現役弁護士との直接的な交流を通じて学生のキャリア意識が醸成され、地域に根ざした高度な実務教育を恒常的に実現する体制が構築されている。

本学は残念ながら、平成30年6月に募集停止に至ったが、今後も在校生の教育を通じて、上記の目的の達成を維持する所存である。

III 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1－1 教育の理念及び目標

基準1－1－1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1－1－1に係る状況)

1. 教育の理念と目標

本学法科大学院の教育理念及び目標としては、横浜国立大学の教育理念である、「実践性、先進性、開放性、国際性に富んだ教育」を前提として、「国際性と専門性を兼ね備えたグローバル人材としての法曹実務家を養成することを目的」とすることが、横浜国立大学大学院学則別表4の中に明確に記載されている。

貿易や取引の盛んな港町であると共に、東京に次ぐ人口を抱え、国際都市でもある横浜の特性を踏まえ、「今後ますますグローバル化し、複雑化・多様化する諸問題に対応できる、専門性の高い法曹を世に送り出す」ことを人材育成の大きな柱に掲げていることは、本学ウェブサイトでも「法科大学院3つの特徴」として明示している。

他方、本学法科大学院は、神奈川県唯一の国立大学の法科大学院として、「法的弱者や一般市民の保護の役割を担う、法治国家における重要な存在」である「在野法曹」の養成という地に足をつけた目的も担っている。そして、「人に寄り添う法律を学び、社会に役立つ」法曹を養成するという教育理念・目標を設定している。

2. 人材養成目標

以上の教育理念及び目標を踏まえて、本学法科大学院では、①租税法務、国際企業法務に強い法曹 ②市民の法的需要に的確に対応できる法曹 ③企業や公的機関で活躍できる法曹 ④グローバル人材としての専門性と国際性を備えた質の高い法曹などの人材養成を具体的な教育の理念及び目標として掲げている。総合すれば、人に寄り添う豊かな人間性を備えた視野の広い国際的知見に富んだ法曹実務家や、経済活動に関連する法領域において専門知識を有する法曹実務家の育成という人材養成目標が明確に設定されている。

なお、横浜国立大学国際社会科学研究科は、平成25年4月から、横浜国立大学国際社会科学府・研究院に改組された。これに向けて、設置審に提出した「横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要」では、「新設研究科等において養成する人材像」として、法科大学院については、「国際社会科学府の掲げる実践性、国際性、融合性の法曹教育を展開できるように教育課程を編成することで、実践的な実務法務と、東アジア・東南アジア等へのグローバル化に対応できる国際性と専門性を兼ね備えた法曹実務家を育成する」と宣言している。これにより、新たに、グローバル化による東アジア・東南アジア等とのつながりを意識した法曹養成教育が法科大学院の目的に付加されたが、基本的にはこれまで

での方針を大きく変えるものではない。

3. 情報の公開

以上の本学法科大学院の教育理念及び目標は、本学大学院学則別表第4、本学ウェブサイト、学生募集要項等を通じて本学法科大学院の教職員及び学生に周知されると共に、広く一般に公表されている。また、平成29年5月から9月の間に11回、開催された法科大学院説明会（8月はオープンキャンパスの一環として開催される）においても、教育の理念や入学者受入れ方針、本学法科大学院の特色などについては丁寧に説明を行っている。

基準1－1－2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準1－1－2に係る状況)

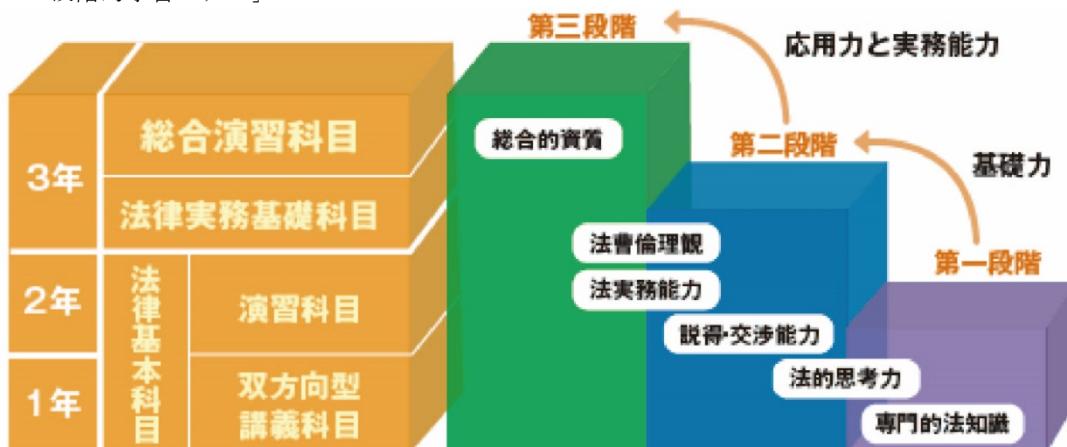
1. 理念と目標の達成

(1) 段階的なカリキュラム・学習体系

本学法科大学院では、上述の理念及び目標にかなった教育を実施するため、段階的なカリキュラム及び学習体系をとっている。まず、開講科目は、コア科目としての法律基本科目、法律実務基礎科目、総合演習科目と本専攻の特色である展開・先端科目Ⅰ～Ⅲ群、並びに基礎法学・隣接科目とに分けることができる。法律基本科目に属する科目は、更に、法学原論、公法系科目、民事系科目、刑事系科目、Tutorial科目に細分される。

① 段階的なカリキュラム・学習体系とは、第1段階で、法律基本科目に関する基礎的な法律知識の修得のために「双方向型講義」を行い、その学習成果を第2段階の具体的な事案への法適用を学ぶ「演習科目」に繋げ、第3段階において、確実な法的知識と解釈能力を前提とした実践力を習得するための「発展的演習（法律実務基礎科目と総合演習科目）」に到達するというものである。これによって、理論と実務の統合による法科大学院教育の完成を目指している。（資料1参照）

資料1 「段階的学習モデル」



- ② 更に、展開・先端科目では、租税法務、国際企業法務、市民密着型法務に適合した授業科目が用意され、Ⅰ群には、租税法、経済法、知的財産法、国際法、国際私法等を配置する。Ⅱ群の比較憲法、証券取引と法、国際租税法等ではアジア地域との関わりを含めた教育が行われ、アジア地域の通商法関連科目としてアジア経済法も設けられている。展開・先端科目Ⅲ群には、神奈川県弁護士会、司法書士会との強固な連携関係を通じて、実務少年法、実務消費者法、実務破産管財業務などの実務関連科目を設置している。
- ③ また、神奈川県弁護士会との連携を通じて、神奈川県内の法律事務所における実習科目（エクスターーンシップ）、倫理指導（法曹倫理Ⅰ）も行われている。特にエクスターーンシップでは、学生と受入れ弁護士との間に信頼関係が築かれ、横浜で弁護士として働くことの意味や心構えも伝授されて、学生にとって得がたい実習の場となって

いる。

- ④ 平成25年度からは、①法学未修者の導入科目として法学原論を新設し、②Tutorial（1単位、選択必修科目）を増やして9科目とし、基本7法領域をカバーすると同時に、③従来2年次配当科目であった行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部を1年次の開講科目に改め、基礎力の定着と初年次に履修させる法律基本科目の充実強化を図っている。

（2）進級制度と修了認定

以上の教育課程を通じて、本学法科大学院の教育理念・目標が達成されると共に、授業科目に関する成績評価を厳格に実施し、平成22年度未修者からは進級制度も導入し、各年次における教育目標の到達度を厳格に判定する体制が整えられている。この進級制を前提として、修了認定も厳格な成績評価の蓄積、結果に基づいて行われている。

2. 修了生の進路と活動状況

修了生の進路及び活動状況は、平成29年度までの修了生429人のうち、本学が進路を把握している司法試験合格者は169人、その累積合格率は41.02%である（本学修了以外の資格により受験・合格した者を除く）。

司法試験合格者は、主に神奈川県を中心とした法律事務所、企業の法務担当部署、裁判所や検察庁などで活躍している。法曹資格取得者以外の者の進路としては、裁判所職員・一般企業等が挙げられる（資料2 修了生の進路 都道府県別弁護士登録者数）。修了生は、海外を含めて活躍の場を広げており、地元の神奈川県弁護士会に会員登録をした修了生弁護士は、その数のみならず、将来有為な人材として広く地域への貢献を果たしており、これらの点から総合して、本学法科大学院の教育理念・目標は達成されていると評価することができる。

資料2 修了生の進路 都道府県別弁護士登録者数（本学で把握しているもののみ記載）

修了生の進路状況

区分		人数
司法試験 合格者	裁判官	1
	弁護士	157
	司法修習	9
	法曹職以外に就職	3
	その他	10
	計	180
司法試験 未合格者	就職（一般企業）	39
	就職（裁判所職員）	10
	就職（公務員・独立行政法人等）	19
	本学修了資格以外の資格により司法試験合格	10
	司法試験受験準備	23
	計	101
総計		281

都道府県別弁護士登録者数	都道府県名	人数
青森県		2
岩手県		2
宮城県		1
新潟県		1
茨城県		2
栃木県		1
群馬県		1
埼玉県		7
千葉県		1
東京都		58
神奈川県		56
山梨県		1
静岡県		2
愛知県		3
富山県		1
岐阜県		1
京都府		1
三重県		1
兵庫県		1
山口県		3
香川県		1
福岡県		3
熊本県		2
宮崎県		3
鹿児島県		1
沖縄県		1
計		157

(出典:令和2年3月31日集計データ)

2 特長及び課題等

1. 特長

以上のことから、本学法科大学院は、グローバル人材を養成しながらも、地域連携型の法科大学院であるという特色がある。神奈川県に設置された唯一の国立大学の法科大学院として、地域に根ざした法曹養成を継続的かつ安定的に担うべき責務を負っていると考える。そのために、神奈川県弁護士会との強固な教育連携、少人数教育、責任指導教員制（アカデミック・アドバイス活動）などを通じて、学生同士、学生と教員間相互の人間的な接触の機会を増やし、人間性豊かな法曹養成を目指していると言えよう。

2. 課題等

本学法科大学院は、法学未修者の割合が大きい法科大学院として、当初は法学未修者・既修者とも、修了年度ごとの司法試験の累積合格率が高かったが、現在は漸減傾向にある。また、平成25年度入試では、「国際社会科学府」へ組織改編したことにより、入試広報を先送りにせざるを得なかった影響も考えられるが、初めて入学者が入学定員に満たず、平成26年度入試では、入学者が定員の半分に満たなくなった。このため、平成27年度入学定員を25名に削減し、未修者コース15名、既修者コース10名とする改革を行った。純粋な法学未修者の法曹への夢を実現させながらも、法学既修コース受験者にとっても魅力ある法科大学院であることをアピールして、少人数教育ならではのきめ細やかな教育を実施し、累積合格率を上げることが必要である。

残念ながら、本学は平成30年6月に募集停止に至った。在校生が在学する限り、本学の教育理念を実現するため、現在の教育水準を維持・向上させる決意である。

なお、今年度の司法試験合格率は一昨年度よりも向上し、全国平均の2分の1を超えている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

1. 教育課程の適切な編成

本学法科大学院は基礎になる学部を有しない全国でもユニークな法科大学院であり、当初から他大学出身者や非法学部出身者、社会人に広く開かれた存在である。また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに合わせた履修モデルに対応できるカリキュラム編成となっている。他方、一定水準以上の法学的知識と素養を備えた者については、法学既修者コース入学試験を行い、他大学法学部出身者、本学経済学部経済システム学科法と経済コース卒業生などに門戸を開いている。

以上のような前提の下、教育課程は次のように編成されている。

- ① 法律基本科目は本学法科大学院に所属する研究者教員が主に担当する。法律実務基礎科目は、本学法科大学院に所属する実務家専任教員や客員教授、非常勤講師が担当する。法律実務基礎（総合演習）科目は、実体法及び手続法を専攻する研究者教員、実務家教員（一部非常勤を含む）が合同で担当することにより、理論と実務の統合を目指す法科大学院における法学教育を完成させる科目として開設されている。
- ② 基礎法学・隣接科目には、基礎法学科目と、隣接科目として主に政治学系の科目が置かれる。展開・先端科目Ⅰ群には司法試験選択科目に該当する科目を配置する。展開・先端科目Ⅱ群には、学修をより深め、法曹としての実を備えるにふさわしい応用法学科目を配置する。更に展開・先端科目Ⅲ群には、実務密着型の講義・演習科目を置く。修了に当たっては各群に十分な単位数を要求し、法曹となるにふさわしい幅広い教養と素養の修得を求めている。

以上の教育課程を通じて、段階的学習による、法曹に必要な法的資質・能力の体系的修得を目指す。第1段階では相当数の双方向型講義を主として、基本知識や判例・学説の修得に努めさせる。第2段階では演習科目を通じて、第一段階で得た知識等を運用させ、並行して知識や理解の不十分な点を自覚させて再学習を促す一方、実務関連科目も順を追って重要部分を学ばせる。第3段階では、理論と実務の統合発展的演習を行うと共に、より実務的な科目を修得させ、実務での適切な応用能力を体得させる。このような体系的学習

システムを設けている。（資料3参照）

資料3 平成30年度履修案内抜粋「段階的学習・科目群・資質の対照表」

段階的学習・科目群・資質の対照表

学習レベル 科目群 (履修単位数)	第1段階 法律基本科目 双向型講義科目 (必修39単位) (Tutorial選択必修4単位)	第2段階 演習科目 (選択必修16単位以上)	第3段階 実務基礎科目 (必修10単位) (選択必修4単位以上)	総合演習科目 (必修6単位)
年次	1年	2年	3年	
修得される 資質	専門的法知識 法的思考力 説得・交渉能力 法実務能力 法曹倫理観 総合的資質			

2. カリキュラム改正による強化

このような趣旨は、平成25年度入学者からのカリキュラム改正により、いつそう明確なものとなった。法律基本科目として法学原論に加え、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部を、平成25年度から1年次に開講科目とするなど、社会人や他学部出身者などの法学未修者の段階的学修にも適している。他方で、法学既修者コース入学試験に合格した者には、憲法、民法、刑法の双向型講義科目全てと、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部の双向型講義科目を履修済としている。加えて、各自の苦手科目や履修が不十分と思われる科目について、Tutorial科目を憲法、行政法、民法（財産法、家族法）、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、裁判法の各分野で9科目開設し、4単位修得を求める選択必修科目として基礎力の定着と充実強化を図っている。

3. 転入学生への対応

法学原論や法律の学び方調べ方の基本を学ぶ法律文献情報は、飛び入学生についても、スムーズに法律学の学習になじむことへの手助けとなっている。また、Tutorialは、2年次への転入学生が、本学の演習科目について段階的学習の基礎を習得する上で有用な科目としても機能している。更に、本学の責任指導教員制や客員准教授の助言と支援によって、転入学生や飛び入学生もスムーズに学修ができる指導体制が整っている。

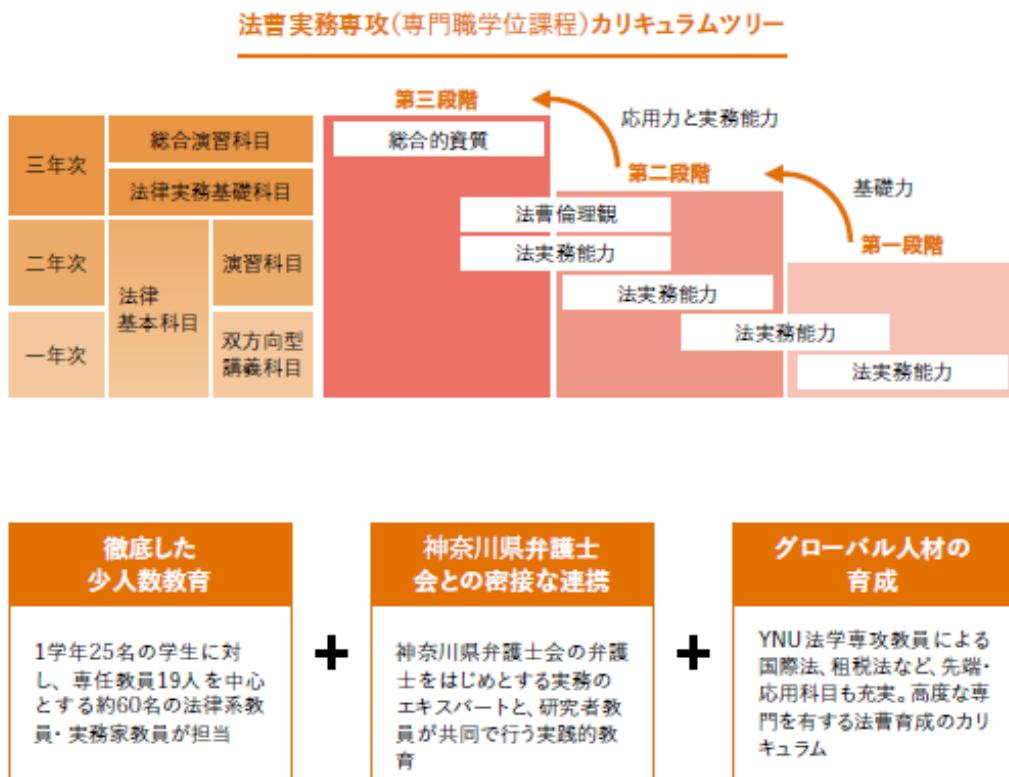
以上のように、様々なレベルの学生に対応した弾力的な履修システムを構築している。

4. YNUイニシアティブの公開

資料4のとおり、全学のYNUイニシアティブの策定に際して、「法科大学院の修了の認

定に関すること」「教育課程の編成及び実施に関すること」を盛り込み、本学ウェブにて公表している。

資料4 法曹実務専攻（専門職学位課程）カリキュラムツリー



基準2－1－2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

(基準2－1－2に係る状況)

1. 適切な到達目標の設定

(1) 法律基本科目

法律基本科目としては、双方向型講義科目として、全体の基礎となる法学原論、憲法に関する科目2科目、行政法に関する科目2科目、民法に関する科目6科目、民事訴訟法に関する科目2科目、商法に関する科目3科目、刑法に関する科目2科目、刑事訴訟法に関する科目2科目を開設している。これらの科目は、法曹を目指す以上、誰にも必要な基礎的な法律科目についての基本的な知識を身に付けさせることを目的としており、必修科目とされている。憲法以下の科目は、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（法科大学院協会）に準拠する内容となっている。

また、選択必修科目として、公法演習3科目、民事法演習4科目、刑事法演習2科目を設けている。これらは、双方向・多方向の議論により、双方向型講義科目により得られた知識を定着させると共に、その応用能力を涵養するための科目である。

そのほか、基本的知識の定着ないし深化を図るためにTutorial9科目を法律基本科目として開設している。これらの科目は、選択必修科目として、学生が更なる学修を望む分野の学修を深めたり、様々な理由で学修が足りないと感じる分野の基礎学力を補完する際に履修したりすることが期待されており、原則として少人数教育を実施している。

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目として、法律文献情報、法曹倫理I・IIなどの14科目を開設しており、実務への導入教育となっている。これらの科目の多くは神奈川県弁護士会所属の実務家専任教員によって担われている。また、本学法科大学院では、上級の演習科目は、法律基本科目としての演習科目とは別建ての総合演習科目としている。ここには、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習が配置されており、いずれも実体法の研究者と訴訟法の研究者、研究者教員と実務家教員といったように、異なった背景を有する教員が合同で担当し、最終的な仕上げの教育に当たっている。

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目としては、法哲学、政治学原論などを開設している。これらの科目は、法科大学院で主として学ぶ日本の実定法を支える制度や環境についても広く学ぶと共に、人間や社会への理解や洞察を深める科目である。

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目はI群、II群、III群に分けて開設される。I群には法曹となるために必要な、司法試験の選択科目を配置し、II群には法律基本科目や展開・先端科目I群開講科目には含まれないが重要と考えられる応用法学科目を配置し、III群には実務的な見地から重要と思われる問題を実務家が担当する科目として配置した。平成25年度のカリキュラム改正では、特に、展開・先端科目の整理・見直しを図った。展開・先端科目の多くは、本学法科大学院の専任教員又は国際社会科学研究院所属で主に国際経済法学専攻の授業を担当する教員によって担われているほか、みなし専任、非常勤の実務家教員も相当数の科目

を担当している。

2. シラバスによる公開

以上のように、各授業科目群の性質に応じた到達目標を学生に周知することを目的として、シラバスにおいて、当該授業科目に係る到達目標・水準を「到達目標」の項目に各担当教員が明記している。

基準2－1－3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2－1－3に係る状況)

1. 適切な科目区分

(1) 法律基本科目

法律基本科目のうち、双方向型講義科目である、法学原論、憲法I・II、行政法I・II、民法I～VI、商法I～III、民事訴訟法I・II、刑法I・II、刑事訴訟法I・IIの講義科目 20 単位は、法曹養成のための基本的な科目であるため、必修科目である。

(2) 法律実務基礎科目

実務への導入教育という性格を有する法律実務基礎科目では、リテラシー科目である法律文献情報と法曹としての倫理観・責任感を涵養する法曹倫理Iを1年次での必修科目とし、民事要件事実・事実認定論、事例教材を用いた民事実務演習及び刑事実務演習を2年次、実務民事裁判論、法曹倫理IIを3年次の必修科目として、段階的に実務科目的学修を深めていく。選択必修科目としては、実務刑事訴訟法演習、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、法律相談、エクスターインシップ、涉外弁護士実務、検察実務の7科目 10 単位を用意している。

(3) 基礎法学・隣接科目

人間や社会への理解や洞察を深めて視野の広い法曹を育成することを重視した科目である。具体的には、法医学、法哲学（隔年開講）、法社会学、比較法学（平成29年度まで）、政治学原論、国際協力論、法整備支援（隔年開講）、特別講義（簿記会計）（隔年開講）の8科目を開講している。

更に、平成28年度からは、特別講義（ジェンダー実務）、地域課題法学演習、法学実践英語の3科目を新たに開講し、より地域に密着した問題や、グローバルな課題に取り組む学習ができる体制を整えている。

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目I群には、租税法、倒産法、経済法や国際法などの司法試験の選択科目を配置している。展開・先端科目II群には、民事執行・保全法や国際機構法などの応用法学科目を8科目配置している。更に、展開・先端科目III群には法律実務の先端的課題を中心に扱う科目を8科目配置している。

基準2－1－4：重点基準

基準2－1－3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適當と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう毎年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2－1－4に係る状況)

1. 適切な科目開設と段階的学習

本学法科大学院の教育課程を、科目区分に従って述べると下記のとおりである。

(1) 法律基本科目

- ① 法律基本科目のうち、双方向型講義科目である、法学原論、憲法I・II、行政法I・II、民法I～VI、商法I～III、民事訴訟法I・II、刑法I・II、刑事訴訟法I・IIの講義科目20科目39単位は、法曹養成のための基本的な科目であるため、必修科目である。このうち、法学原論、憲法I・II、行政法I、民法I～VI、商法I、民事訴訟法I、刑法I・II、刑事訴訟法Iの15科目30単位については、法学未修者1年次科目として早期の学修を求め、法学既修者と認定された者はこれらを履修したものとみなしている。これら以外の5科目9単位は未修者2年次（既修者1年次）の春学期に行政法II、商法II、民事訴訟法II、刑事訴訟法IIを、秋学期に商法IIIを修得させる。
- ② また、Tutorial I～IXの9科目（未修1年次／既修1年次）のうち、4科目4単位以上の履修を求めている。これは、学修の途上で相対的に不得意な科目の学修のため、比較的少人数のクラス規模で開講している。

2年次・3年次に配当される科目の多くは、双方向・多方向型の演習形式の授業である。公法演習I～III、民事法演習I～IV、刑事法演習I・IIの9科目18単位については、16単位の履修を求める（必修度の特に高い選択必修科目）。実際にはほとんどの学生がこれら全科目を履修している。

なお、演習科目のほとんどは、2年次に履修させるが、一部の科目（行政訴訟法中心の公法演習III、商法中心の民事法演習III、民事訴訟法中心の民事法演習IV、刑事法全般に関する刑事法演習II）は、3年次春学期に開講される。

(2) 法律実務基礎科目

- ① 実務への導入教育という性格を有する法律実務基礎科目では、リテラシー科目である法律文献情報と法曹としての倫理観・責任感を涵養する法曹倫理Iを1年次での必修科目とし、民事要件事実・事実認定論、事例教材を用いた民事実務演習及び刑事実務演習を2年次、実務民事裁判論、法曹倫理IIを3年次の必修科目として、段階的に実務科目の学修を深めていく。
- ② 選択必修科目としては、実務刑事訴訟法演習、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、法律相談、エクスターーンシップ、涉外弁護士実務、検察実務の7科目10単位を用意している。これらは2年次秋学期から3年次春学期にわたって4単位以上を修得させることにより、実習的な科目、模擬裁判、実務文書を扱う科目などを履修させる。なお、総合演習科目の3科目（6単位）はいずれも必修科目である。

(3) 基礎法学・隣接科目

人間や社会への理解や洞察を深めて視野の広い法曹を育成することを重視した科目である。具体的には、法医学、法哲学（隔年開講）、法社会学、比較法学（平成29年度まで）、政治学原論、国際協力論、法整備支援（隔年開講）、特別講義（簿記会計）（隔年開講）の8科目に加えて、新たに、平成28年度から特別講義（ジェンダー実務）、地域課題法学演習、法学実践英語の3科目を開講している。これらは選択必修科目であり、修了のためには4単位以上の修得が必要である。

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目I群には、租税法、倒産法、経済法や国際法などの司法試験の選択科目を配置し、倒産法Iなど、20科目40単位から4単位を履修しなければならない。同II群には、民事執行・保全法や国際機構法などの応用法学科目を8科目配置している。更に、同III群には実務の先端を中心とする科目を8科目配置し、II群とIII群合計16科目23単位から8単位を履修しなければならないこととしている。

基準2－1－5：重点基準

基準2－1－3（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができます。

（1）公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

（2）民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

（3）刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準2－1－5に係る状況）

1. 法律基本科目

（1）公法系科目

公法系科目については、必修科目として、憲法I・II、行政法I・IIの4科目8単位、演習科目については公法演習I～IIIの3科目6単位が開講されている（計14単位）。

（2）民事系科目

民事系科目については、必修科目として、民法I～VI、商法I～III、民事訴訟法I・IIの11科目21単位、演習科目については民事法演習I～IVの4科目8単位が開講されている（計29単位）。

（3）刑事系科目

刑事系科目については、必修科目として、刑法I・II、刑事訴訟法I・IIの4科目8単位、演習科目については刑事法演習I・IIの2科目4単位が開講されている（計12単位）。

2. 適切な開講

上記（1）から（3）のうち、公法系科目が標準を4単位上回り、更に法律基本科目に属する法学原論（2単位）があるので、標準単位数を超えた必修科目又は選択必修科目の数は6単位増であり、基準の8単位に収まっている。

また、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、本学法科大学院では、以上の各系など法律学の共通の基礎を学ぶ法学原論を必修としているほか、TutorialI～IXの9科目9単位のうち4科目4単位が選択必修であり、法学未修者1年次及び2年次に配当される法律基本科目については、別に必修科目又は選択必修とすることができます10単位の基準に収まっている。

基準2－1－6：重点基準

- (1) 基準2－1－3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（(1)に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的な事例に則して学ばせる教育内容)
- エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
- オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的问题、技術的问题が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2－1－6に係る状況)

1. 法律実務基礎科目

- ① 「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」としては、法曹倫理Ⅰ・Ⅱの2科目2単位が必修科目として開設され、弁護士会、検察庁、裁判所に見学に行くなど、法曹三者それぞれの法曹倫理を学ぶ授業を行っている。
- ② 「要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」としては、民事実務演習、民事要件事実・事実認定論、実務民事裁判論の3科目5単位が必修科目として開設されている。
- ③ 「事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」としては、刑事実務演習（2単位）が必修科目として、実務刑事訴訟法演習、検察実務の2科目3単位が選択必修科目として開設されている。
これ以外の科目として、以下の4科目5単位が選択必修科目（4単位以上選択必修）として開設されている。これらは、いずれも法学未修1年次（法学既修2年次）に法曹倫理Ⅰを履修した翌年以降に履修することができる。
- ④ 「模擬裁判」としては、民事模擬裁判、刑事模擬裁判の2科目3単位が開設されている。
- ⑤ 「クリニック」としては、法律相談の1科目1単位が開設されている。
- ⑥ 「エクスターンシップ」としては、エクスターンシップの1科目1単位が開設されている。
- ⑦ 「公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」は単独では開設されていないものの、公法総合演習では、弁護士教員1人の参加を得て、講義においても行政訴訟実務の解説及び具体的な事案に即した小テストを行い、公法系訴訟実務に携わるための必要な基礎力、応用能力を養うなど、その機能の一部を果たしている（このほか、公法演習Ⅲでも、弁護士教員（元裁判官）の参加を得ており、「公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」の未設置を補う役割を実質的に果たしている）。
- ⑧ なお、総合演習科目に配置されている公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習（各2単位、必修科目）も内容的には法律実務基礎科目に相当する。例えば、民事法総合演習については、実務家専任教員も関与し、教材も神奈川県弁護士会作成のものを用いるなど、実務的な内容のものとなっている。法文書作成の演習もそれぞれの科目で行われている。

2. 「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」

「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」は、上記「1. 法律実務基礎科目」①のとおり、法曹倫理Ⅰ・Ⅱとして、独立の授業科目として開設されて

いる。また、憲法Ⅱでは裁判官弾劾例などが講義されるなど、他の科目でも法曹倫理に留意した教育がなされている。

3. 「法情報調査」に関する科目

「法情報調査」に関する科目としては、1年次の春学期の冒頭に開講される法律文献情報1科目1単位が必修科目として開設されている。法科大学院における学修を始めるに当たって必須の基礎的・技術的知識を得るための講義である。

4. 「法文書作成」

「法文書作成」については民事実務演習、実務民事裁判論、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習などの必修科目において確実に指導が行われているほか、国際売買契約書の作成を重点的に扱う選択必修科目「涉外弁護士実務」を開講している。

5. 科目担当者

以上の科目は法律実務基礎科目として開講されるが、これらの授業内容を定めそれを実施するに際しては実務家教員のみならず、研究者教員も関与している。例えば、総合演習などでは、授業内容・方法の決定や授業実施について、シラバスの作成から学期末に至るまで実務家教員と研究者教員とが綿密に協議・関与しながら授業を遂行している。

また、模擬裁判は公開授業であり、研究者教員がこれを見学し、授業後に感想を述べている。更に、横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則では、客員教授等の専任でない実務家教員についても、授業内容や教育方法の改善のためにFD委員会に出席することも認めており、相互の協力体制を担保している。

基準2－1－7

基準2－1－3（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

（基準2－1－7に係る状況）

1. 効果的履修のための十分な科目数

「基礎法学・隣接科目」について、法医学、法哲学（隔年開講）、法社会学、比較法学（平成29年度まで）、政治学原論、国際協力論、法整備支援（隔年開講）、特別講義（簿記会計）（隔年開講）の8科目16単位に加えて、新たに、平成28年度から特別講義（ジェンダー実務）、地域課題法学演習、法学実践英語の3科目3単位を開講している。これらは選択必修科目であり、修了のためには4単位以上の修得が必要である。必要単位数の4倍強の科目を用意しているほか、基礎法学から3科目、隣接科目から4科目（うち政治学分野から2科目）に加えて、地域課題やグローバルな問題に対応する3科目と多様な科目を十分に用意している。また、学生のその時々の多様な関心に基づいて選択できるよう1年次から3年次まで開講されている。

2. 本学の特徴的科目

本学では、平成6年（1994年）に大学院国際開発研究科が設立され、これが平成11年（1999年）に大学院国際社会科学研究科博士課程後期国際開発専攻となり、平成24年（2012年）まで専攻としての学生募集を続けていた歴史があることから、国際協力論や法整備支援というユニークな科目も開設されている。

基準2－1－8

基準2－1－3（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

（基準2－1－8に係る状況）

1. 養成法曹像にかなった十分な科目数

「展開・先端科目」については、I群、II群、III群に分けて開設されている。

- ① I群では、租税法、経済法、倒産法や国際法など20科目40単位を開講している。
- ② II群では、地方自治法や国際租税法、高齢者法などの応用法学科目を配置し、8科目15単位を開講する（平成26年度入学者より、従来の企業法（2単位）を廃し、代わりに法律基本科目「商法III」（1単位）と展開・先端科目II群「証券取引と法」（1単位）を新設した）。
- ③ III群では、実務登記法、実務ジェンダー法、実務医療過誤問題などの実務的科目を配置し、8科目8単位を開講している。
これらは選択必修科目であり、修了のためにはI群から4単位以上、II群とIII群を合わせて8単位以上、合計12単位の修得が必要である。

2. バランスのよい科目配置

I群では、司法試験の選択科目の全てについて2科目4単位以上の科目を用意している。II群とIII群では必要単位数の約3倍の科目を用意しているほか、公法、民事法、刑事法、国際法、社会保障法など、分野としてもバランスよく用意している。これらによって、①租税法務、国際企業法務に強い法曹 ②市民の法的需要に的確に応ずることのできる法曹 ③企業や公的機関で活躍できる法曹 ④グローバル人材として、東アジアや東南アジアなど商習慣や法律制度などが異なる社会経済環境においても適応できる専門性と国際性を備えた質の高い実務法曹を養成することを可能な体制としている。

基準2－1－9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2－1－9に係る状況)

1. 適切な授業時間設定

春学期及び秋学期の通常の授業期間中に実施している科目に関しては、期末試験を除いて、90分授業を15回行うことをもって2単位としている「大学設置基準第21条関係」。2単位の授業は1週間に1回行われるのが通常である。しかし、中には、学期を通して1週間に2回の授業を隔週で行う2単位の授業科目（法学原論、民法Ⅲ、民事法演習Ⅳ、刑事法演習Ⅱ、民事実務演習、刑事実務演習、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習）、1週間に2回の授業を8回行う1単位の授業科目（実務民事裁判論）もある。

2. 集中講義

科目によっては、夏季、学年末の休業期間中にも、主に集中講義の形で授業を行っているが、休業期間中において教育上必要があり開講する際も、少人数教育を実施し、かつ、開講日程にも配慮しつつ、特定の分野について集中的に学習することで、十分な教育効果を上げることが期待できる（大学設置基準第23条関係）。これらは、例えば、法律文献情報のような、1年次開講前に履修させることが重要な科目、Tutorialのような、学生の学修の進度に応じて履修されるべき科目、集中講義方式が有効な法律相談、休業期間中に学修するのが適している展開・先端科目Ⅲ群、一部の基礎法学・隣接科目の科目などであり、Tutorial以外の法律基本科目は開講されない。

集中講義については特定の時期に集中しないように配慮している。実施の時期は夏季、冬季、学年末に分散しており、事前に開講時期が示され、事前事後の学習時間が確保されている。また、期末試験を実施する科目については、試験準備期間を考慮して試験日を設定し、十分な学修ができ、単位の充実に背かないよう配慮している。なお、平成25年度新入生からTutorialを選択必修化した。このことに伴い開講時期について若干の変更を行った。

3. 休講の場合の措置

授業は諸般の事情により止むを得ず休講になることがないわけではないが、休講にした場合は、学生に補講の通知を行い、補講により補うこととしている。なお、休講・補講の通知は法科大学院係がメールにより一元的に学生に周知させている。

以上のとおり、本学の授業は、大学設置基準第21～23条に照らして適切に設定されている。

2 特長及び課題等

1. 特長

- ① 本学法科大学院では、十分な数の法律基本科目がバランスよく開設されており、その履修により十分な基礎的法律知識を身に付けることができる。そして、法律実務基礎科目7科目と総合演習科目3科目の必修科目で実務と理論の架橋となる教育を行い、法曹に求められる教育を段階的に遂行し完成させている。このように、段階的学习を明確に意識した教育課程の編成をしている点が、本学の優れた点である。
- ② 個々の学生の履修状況に対応するため、少人数科目であるTutorial科目を全ての基本七法分野に開設し、選択必修科目として、例えば苦手科目の学修を深めさせるようにしている。他方、学修が研究に値するレベルに至った学生は、リサーチペーパーの履修が可能である。これらは適正規模法科大学院ゆえできることである。
- ③ 既修者認定を受けた者が必要な単位数を修得したものとみなされる科目が平成25年度から改正され、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部と法学原論が加えられた。学修の程度に鑑み、きめ細やかな対応をしている。
- ④ 主に法学未修者2年次（法学既修者1年次）に開講される演習科目も、十分な数が開設されている。従来、公法系の科目が少ないとの意見もあったが、平成25年度からは公法演習を1科目（公法演習Ⅲ）増加させた。また、選択必修の範囲を演習科目全体に広げつつ、限りなく必修科目に近い設定とし、学生の選択の自由を尊重しつつも全ての演習を真剣に取り組ませる試みである。
- ⑤ 法曹としての責任感や倫理観を涵養するため、法曹倫理に関する授業科目が法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱとして、独立して開設されている。このほか、1年次初めに法律文献情報を開講し、法学に関する資料や文献の調べ方などについて学修している。また、模擬裁判や法律相談などの実践的な科目を選択必修科目とし、履修させる工夫をしている。
- ⑥ 多くの科目においても研究者教員と実務家教員との共同で授業を行っている。これにより、学生は、理論と実務とがいかに架橋されるべきかを理解することが可能となっている。また、展開・先端科目Ⅲ群でも、弁護士等の非常勤教員により多くの実務的な科目が開講されている。このことも含め、本学法科大学院が神奈川県弁護士会の全面的な協力を得ている点は強調されてよい。
- ⑦ 本学法科大学院は、基礎法学・隣接科目にも展開・先端科目にも十分な数の科目を開設しており、そのいずれもが選択必修科目である。選択が司法試験選択科目に偏ることなく法曹としてのバランスの取れた学識や教養を得るよう、司法試験選択科目以外の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目Ⅱ・Ⅲ群も修得しなければならない。平成25年度のカリキュラム改正では、科目の整理統合と分類の見直しもなされ、分かりやすい構成となった。展開・先端科目の中では、本学法律系の伝統から、租税法、知的財産法、国際法の各分野が特に充実している。
- ⑧ 段階的に学べ、いわゆる完全未修者から法学既修者までに柔軟に対応している。特に平成25年度からのカリキュラムは、修了必要単位数は96単位に抑えられており、全体が総合的に考えられている。

2. 課題等

本学法科大学院では現在まで、行政法を専門とする実務家専任教員の採用がなく、公法系の訴訟実務を表題とする科目は開設されていない。ただし、公法総合演習などには実務家教員が参加し、学生に、実務における実際の手続や、現場感覚を涵養させるのに役立っており、その難点は軽減されている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3－1 授業を行う学生数

基準3－1－1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3－1－1に係る状況)

1. 授業実施における各クラスの学生数

(1) 少人数教育

本学法科大学院においては、少人数教育を一つの特色とする。1学年の定員が25名であることから、原則的に1クラス開講としている法律基本科目の中の講義科目においても、十分に密度の高い双方向的教育を行っている。また、法律基本科目の中の演習科目及び総合演習科目、法律実務基礎科目については、各科目の教育上の効果を考慮し必要に応じて1学年の学生をさらにAクラス、Bクラスの2つに分けて2クラス体制で開講してきた。特に平成27年度以降は、演習型の授業における1クラス規模は最大でも20人程度となり、事前学習や即日起案について、教員による解説だけでなく、学生との質疑応答を通して、密度の高い双方向型授業の実を上げることを可能としている。なお、履修者が10名以下となる授業も多くなっているところ、双方向的授業を行うにあたって、10名程度の授業規模は、授業中に全員が議論に参加し発言等できる状況などに鑑みると、適正な規模であり、教員から学生へのきめ細やかな指導が可能となっている。他方、双方向は容易になったが、多方向の議論が難しくなっている点については、教員が主導して、学生に異なる立場を割り当てたうえで質疑を行うなど、多方向的な討論型授業に類した形態をとるなどの工夫を行っている。

また、公法系・民事法系・刑事法系のそれぞれの最終的な仕上げの教育を行うことを目的とする総合演習科目（公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習）においては、原則として各授業について2名の教員が担当することにより、単に教員と学生の人数比という意味での密度の高い教育を実践するだけでなく、教員間の議論（場合によっては研究者教員と実務家教員間の議論）を基礎として、学生間の議論をも引き出しうる多方向的な密度の高い教育を行うことを可能としている。また、学習の途上で相対的に不得意な科目の基礎力の定着・充実・深化を図ることを目的として設置されているTutorial科目のうちの一定の科目については、多くの受講生が見込まれる等の考慮に基づいて、弁護士資格を持ち本学修了生でもある客員准教授の参加を得ている。これにより、単に研究者教員・実務家教員・学生という平面的意味での多方向性に加えて、Tutorial科目の目的に沿った学生へのサポートを可能にするという立体的意味における多方向性を備えた、密度の高い教育を行うことが可能となっている。

このように、全ての授業科目について、その目的に即した双方向的または多方向的な密度の高い教育を、少人数によって行うための適切な授業規模を維持している。

(2) 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ群は、法曹実務専攻において独立の科目として開講している。ただし、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目では、他大学大学院、本学大学院の他学府、国際社会科学府の他専攻所属の学生の履修を認めている。これらの科目においては法曹実務専攻の科目として、すなわち法曹養成のためにカリキュラム上求められるシラバスが作成され、他大学院、他学府、他専攻の学生に配慮した内容とすることはない。さらに、法曹実務専攻所属学生以外の学生が履修したとしても、授業においてその学生に配慮して授業内容を変更することは想定されていない。また、法曹実務専攻所属学生以外の学生が授業を履修するためには、担当教員の許可が必要となる。そのため、担当教員が、法科大学院としての教育にふさわしい授業に支障をきたすと判断した場合には、履修を認めないとすることが制度的に確保されている。なお、法律基本科目、法律実務基礎科目ではこのような他大学院、他学府、他専攻の学生の履修は認めていない。

2. 科目等履修生制度

本学には科目等履修生制度があるが、科目等履修生に関しても他専攻の場合と同様に、法律基本科目、法律実務基礎科目の履修は認めず、各授業科目の収容人数等を考慮の上、選考を行っている。その結果、1クラスの受講者数は最大でも12名程度と、適正規模を維持している。

よって、基準3-1-1を満たしている。

基準3－1－2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3－1－2に係る状況)

前掲（基準3－1－1に係る状況）で述べたとおり、本学は少人数教育が特色である。比較的の規模の大きなクラスでも、実際のクラス規模は10名程度である（再履修者を含む）。よって、全ての授業科目でクラス規模は数人から十数人となっており、適正な規模を維持している。

よって、基準3－1－2を満たしている。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受けければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

1. 授業の方法

(1) 双方向授業の実施

- ① 法律基本科目、展開・先端科目に属する諸科目では、多くの場合、事前に授業支援システムやメールを利用して教材をあらかじめ学生に配布すると共に、教科書等の該当箇所を明示し、学生に十分な予習を促している。授業においては、それらの予習をもとに、各回のテーマに関する質疑応答を通じて基礎的知識の定着を図ると共に、学生に自ら考える習慣をつけさせることを目的として、時にはグループ・ディスカッションも交えながら具体的な事例を素材に問題発見能力の涵養を図っている。

(2) 演習科目の特色

- ① 演習科目と法律実務基礎科目中の総合演習科目においては、具体的な事例をもとに複数の科目の見地から事案を検討させることを目的として、本学でオリジナルの教材を作成し学習させている科目も多い。学生には予め又は授業時間内に法文書を作成・提出させ、互いにその内容と主張について検討し、多角的視点から議論をさせる方法で授業を進めている。

このように実際に各人が作成した文書をもとに互いの主張とその論理構成を確認しあうことで、批判的検討能力や立論能力等、法曹として必要な能力を習得させることを目指している。

- ② 特に、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習においては、実務家教員と研究者教員の協力の下に授業を行っており、実務的視野を含めた議論を可能とする演習を実施している。このように公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習では、法文書作成能力の涵養も念頭に置いた演習が行われている。
- ③ 法律基本科目の演習科目について、18単位中16単位が選択必修としている。これは、純粹未修者の法曹養成を中心と位置付けて教育を行ってきた本専攻においては、学生各自が相対的に不得意と認識している領域について、基礎力の定着・充実・深化を図ることを目的としてTutorial科目を設置しており、各学年次に設定される履

修上限との関わりで、純粋未修者において基礎力が十分ついていない科目について、Tutorial科目も積極的に履修できるように配慮したためのものである。

2. 時間割

授業時間割については、各年次とも1日当たり2コマを目安に必修科目又は必修要請の高い選択必修科目を配置し、予復習のための自習時間を十分に確保することができるよう配慮している。原則として授業回数を15回確保し、授業期間後に期末試験準備期間を置いて学生に十分な学習定着の時間を与え、その後に定期試験を実施する仕組みを春学期・秋学期共に実施している。

3. 到達目標で修得すべき内容の指導

本専攻のカリキュラムにおいては、法律基本科目のうち、必修科目である双方向型講義科目において、それぞれの科目で必要となる知識・法的思考の基本を修得し、選択必修科目である演習形式の科目において、その応用を図るための能力を涵養することとなっている。このように、必修科目として設定されている講義科目において、到達目標で修得すべき内容について指導が行なわれている。このような方針は、法曹実務専攻FD会議においても確認している。

4. 実務教育を目的とする科目の特色

(1) 実務教育科目

実務的学習を念頭に置く科目（各種演習、民事・刑事の模擬裁判、法曹倫理Ⅱ）の授業方法については、実務家教員と研究者教員が連携して、授業はもちろんその準備から試験の実施、成績評価に至るまで協力することを主眼とする。教材として具体的な事件事実の記録等とともにした実践的素材を取り入れつつ、更に法曹倫理Ⅰ、エクスターンシップにおいては、弁護士事務所や裁判所等での実地見学、実地研修を行っている。

- ① 法律相談では、企業における法律問題の相談を対象とする点に経済学部・経営学部を要する国際社会科学府の中に設置された本学法科大学院の特色が表れていると考えられる（具体的には損害保険会社等を訪問し、従業員から業務に関する相談及び一般的な法律相談等を受ける）。学生に守秘義務を堅守させつつ、本学実務家教員の指導の下、実際の企業に出向いて法律問題に接する機会を与えることにより、法曹の基本となる法律問題を扱う姿勢と実務的な考察能力を養わせることに資する。なお、訪問先において実施した法律相談については、後日、担当教員と共に受講者全員で検討し、当該事案及び法的解決についての理解を深めさせる機会も設けている。
- ② エクスターンシップは、担当の実務家教員（神奈川県弁護士会登録弁護士）が、例年8月以降の時期に受け入れ先の弁護士事務所及び日程を決定し、年度末の2月に実施をしている。同科目は、演習科目を補完する科目として位置づけられており、司法試験合格後の実務修習に際し実務上生じる実体法上及び訴訟法上の問題点等について、問題の所在を理解し検討する能力を涵養することを目標としている。上述のように、神奈川県弁護士会の協力を得て、弁護士会で実施する事前指導と神奈川県弁護士会所属の法律事務所での個別研修を併用しており、事前指導では、法律相談・各種交渉・ADR（裁判外解決）・訴訟等において、弁護士業務に最も重要な「対話」に関する理念と技法を含む弁護業務全般について講義をする。これらは個人研修への導入的な位置づけを有するものであり、実り多い研修にするための前提条件となる。個別研修の終了後、学生全員による全体討論会を実施し、学生が体験した弁護士業務の内容及び弁護士像について、教員と学生同士で、質疑・討論等を行う機会が設けられている。

法律事務所における個別研修では、例年、①学生を派遣するにふさわしい法律事務

所を神奈川県弁護士会の協力を得て選定、⑩法律事務所における研修期間は1週間（土日を除き5日間、1日8時間）、⑪研修内容は、配属先の弁護士の指導の下、指導弁護士が行う様々な弁護士業務に立ち会うという方法をとる。また、研修中に学生に体験させることができ望ましい事項などを記載した研修ガイドラインを事前に作成し、研修内容の統一性を確保すると共に、単なる法律事務所の見学ではなく、学生が法律実務を実地に体験することにより、その後の学習の成果に直接結びつくような方策を講じており、組織的な仕組みを確立することで事故のない有意義な研修を確保している。

（2）守秘義務

なお、法律相談、エクスターントシップ共に、参加学生に対しては、守秘義務等に関する誓約書を法曹実務専攻長宛と指導弁護士宛に提出させている。

（3）成績評価

成績評価については、指導弁護士からの報告に基づき、担当教員が合議の上、責任をもって行っている。また、参加学生が研修先等から報酬を受け取ることはない。

5. シラバス

授業計画はシラバスにより学生に周知徹底されている。

（<https://risyu.jmk.ynu.ac.jp/gakumu/Public/Syllabus/>で学外からの検索可能）

シラバスにおいては「授業の目的」「履修目標・到達目標」「授業方法」「成績評価の基準」「教科書」「参考書」「履修条件及び関連科目」の他、「学習動機を高める学生へのメッセージ」等も掲げており、当該科目の狙いをわかりやすく伝える工夫をしている。また、シラバス作成に際しては講義科目・演習科目それぞれにモデルとなる参考例を全教員に示し、学修・履修内容を適切に構成し、学生に的確に示すよう促している。

更に、平成28年度第8回教務厚生部会において、全学的取組みとして、平成28年度からのシラバス改訂に向けた試行的取組「シラバス改訂に向けた依頼」が示されたことにより、法科大学院のシラバスにおいても履修目標と到達目標の違いを明確にし、それぞれの達成基準を明らかにすることを指向するものとなっている。

なお、成績評価の基準は、シラバスと共に、履修細目及び学期末の試験前に別途配付する「法曹実務専攻における秋学期末試験・成績評価の基本方針、諸手続の日程等について」と題する書面によって開示している。また教員に対しても厳格で公正な成績評価を確保できるよう、書面（「法曹実務専攻における秋学期末試験・成績評価の基本方針、諸手続の日程等について」）により周知している。

6. 授業時間外の学習

授業時間外における学生による自主的な学習を効果的に行うために、以下のような工夫を本年度も行った。

- ① 授業時間割作成にあたり、各年次とも1日当たり2コマを標準に必修科目或いは必修性の高い選択必修科目を配置し、予復習のための自習時間を十分に確保させる。
- ② 教科書については定評のある基本書を中心に指定すると共に、現代的課題や柔軟な法的思考を養うために必要なものを参考書として指示する。補助教材についても、各教員が科目の特性に応じて吟味したレジュメや判例集を使用している。
- ③ 各授業で、予習・復習に必要な教材や資料を指示し、授業内容との関連において何を自習しておくべきかについて授業内での告知や授業支援システム等を通じて徹底させている。

- ④ 国社棟3・4階にある法科大学院専用自習室には、各学生に固定机が用意され、365日・24時間利用できる体制をとっている。また、Lex/DB等国内のデータベースと共に、Westlaw、Beck-online、HeinOnline等外国のデータベースについても無線LANを通じて利用することができる。法律関係図書資料は本学附属図書館並びに法学資料室等に備えられており、特に法学資料室はRA制度を利用することによって土曜日も利用可能となっている。
- ⑤ その他、各学生の学習上の問題や生活全般についての教員への相談の機会として、責任指導教員（研究者教員、実務家専任教員のペア）による面談を定期的に実施し（各学期につき平均2回程度）、また個別の教員への質問のためのオフィス・アワー制度も、各教員につき毎週2コマを確保している。
- ⑥ 神奈川県弁護士会からの実務家専任教員、客員教授等の派遣を通じて、学生が神奈川県弁護士会による支援も受けながら学習を進めることができる体制をとっている。また、神奈川県弁護士会法科大学院支援委員会による個別指導会が春・秋に各1回実施され、本学学生が若手弁護士と交流し、直接相談や指導を受けることのできる機会となった。
- ⑦ 神奈川県弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て、本年度春・秋学期に、若手弁護士からなる派遣チューターによる個別指導を実施している。
- ⑧ 本学修了生のうち、司法試験合格者及び弁護士の中から、本学の学習支援に協力してくれる者を、学習支援アドバイザーに任命し、在校生、修了生のゼミや個別指導に協力してもらうと同時に、教材のコピーや教室の手当などの便宜を図っている。

7. 集中講義

集中講義は夏季、学年末の休業期間中に開講している。集中講義は、休業期間の趣旨に配慮しつつ、講義が特定の時期に集中しないように配慮することで、事前事後の学修に必要な時間を確保すると共に、期末試験を実施する科目については、通常時期開講科目と同様に試験前に準備期間を設定した上で試験を実施することとしている。

よって、基準3-2-1を満たしている。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

1. 履修科目登録単位数の上限

- ① 平成25年度から施行されている新カリキュラムでは、履修登録上限に関して、「1年次42単位、2年次（法学既修者にあっては1年次）36単位、3年次（法学既修者にあっては2年次）42単位を超えて履修登録をすることはできない。この場合において1年次42単位のうち6単位は、法律基本科目の授業科目に限るものとする。この単位数には、前年度に不合格となったため、再履修する科目的単位数を含む。」と定め、各年次において授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるようにしている。したがって、履修登録上限は適切に定められている（なお、原級留置となった場合の再履修科目的単位数も、上記の履修登録制限の対象となる）。
 - ② 特に、新カリキュラムで最終年次（法学未修者3年次、法学既修者2年次）の履修登録制限を、上限単位数である44単位より2単位少なくしたことは、本学法科大学院で法科大学院における学習の仕上げとして3年次に総合演習を配当していることによる。すなわち、総合演習の学習の実を上げるため、安易な科目履修を回避するように配慮させる趣旨に基づくものである。
 - ③ 学生の履修登録状況も上記の制限内に収まってなされており、特に問題は認められず、適切な上限設定であると考えられる。
- よって、基準3-3-1を満たしている。

2 特長及び課題等

1. 特長

本学法科大学院の特長としては、以下のようなものが挙げられる。

- ① 本学法科大学院は、学生定員1学年25人（収容定員75人）に対し、専任教員19人（うち法曹実務専攻でのみ専任として扱われる教員14名（みなし専任教員2人を含む））、客員教員3人（客員准教授2人を含み、みなし専任教員2人を含まない）、兼任教員18人、非常勤講師18人（客員教員を含まない）によりきめ細かい教育を行う体制を整えている。その結果、少人数教育を実現し得ており、特に実務演習、総合演習において成果が表れている。また、本学法科大学院は、神奈川県弁護士会の全面的な協力の下に設置・運営されているため、法律相談やエクスターンシップ等の学外授業においても希望者全員に受講の機会を与えることが可能となっている。
- ② 上述のように、本学法科大学院は神奈川県弁護士会の全面的な協力を得ている。その一環として、同弁護士会から本学に派遣されている専任・みなし専任教員のために、同弁護士会には所属弁護士からなるバックアップ・チームが置かれており、弁護士教員が担当する科目に関してバックアップ・チームの援助による充実した独自教材の作成等の支援がなされている。また、神奈川県弁護士会法科大学院支援委員会とも密接に連絡を取り、派遣チューターによる学習支援や、個別指導会の実施などの様々な支援を得ている。
- ③ 本学法科大学院は、専門職大学院設置基準12条に基づき履修登録上限単位数を設定しており、この制限は休業期間中の授業にも及ぶ。それにより、未修者の法律基本科目の学習に効果を上げさせることができると共に、各年次において学生が予習復習の時間を十分に取ることができる。
- ④ 本学法科大学院においては、IからIXまで9種類のTutorial科目を設けている。Tutorialは、比較的少人数を対象として公法、民事法、刑事法分野の法的知識と法的思考に関する基礎的能力を身につけさせることを目的としている。そのため、主として1年次生と2年次生を対象とし、基礎力を養う授業内容となっている。夏季又は春季の休業期間を利用して行われる場合が多いが、基本七法に対して本科目を設定していることは、法学に関する知識や演習の経験がほとんどない非法学部出身者を含め、多様な学生に対してきめ細かい教育を行う本学法科大学院の教育上の特徴の一つであるといえる。これは、学生数に比して多くの専任教員を配置している本学法科大学院ならではの取組みである。このほか、1年次配当の法律基本科目（必修科目）として法学原論を春学期に設置し、本専攻専任教員のうち基本七法担当の複数の教員を中心的な担当教員として、公法・民事法・刑事法全体を視野に入れた法学の基礎を学習させていく。これにより、特に非法学部出身者の基礎学力の早期育成に努める。なお、平成27年度からは法学原論の中で法律実務的学習が可能となるよう、内容を更に向上させている。
- ⑤ 本学法科大学院は、学生の自習のために固定机が備えられた自習室を用意し、日曜・祝日を含め24時間いつでも利用できる環境を整えている。この結果、自宅で十分な学習環境にない学生でも、勉強に支障のない体制が用意されている。

2. 課題等

募集停止によって、留年生のみが在籍する学年が増えることが挙げられる。そのような学年を対象とした授業のあり方を検討することが今後の課題となる。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せず成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1. 定期試験

成績評価に関する一般的な方針は「法曹実務専攻における成績評価の指針」（以下「指針」という。）で明らかにされ、これに基づく「法曹実務専攻における学期末試験に関する申し合わせ」により、成績評価を行っている（平成26年度より、全ての授業担当者に、「横浜国立大学法科大学院で授業御担当の先生へ」を授業科目担当教員に配布し、客観性かつ公平性を期すために、以下の取組みを徹底することとした）。

（1）本試験

- ① 法律基本科目や法律実務基礎（総合演習）科目では、必ず筆記試験を実施する。2019年度は、法曹実務専攻で開講される科目について、原則として学期末試験を行うものとし、授業科目の性質に照らして学期末試験を実施しないことが適切とされる科目については、レポート試験等を実施できる、とした。また平常点として、レポートや小テスト、授業中の応答、出席率などの評価を行い、出席点のみによる評価を禁止している。また、ほとんどの期末試験は、持込み不可もしくは六法貸与で実施されており（一部では六法持込み可）、広汎に持込み可とする科目は存在しない。
- ② 学期末試験は、シラバスに明示された、当該科目の達成度に照らして厳正に評価され、平常点の比率は講義科目では7対3、演習科目は6対4を基本とする。採点方法、採点基準は予めシラバスで明示している（特に、学期末試験と平常点の比率を基本以外とする場合は、必ずシラバスで明示しなければならない。平成26年度より、この基

準より10ポイント超の変更はできないことが決定されている)。

- (③) 学期末試験については、試験前に、関連する科目を担当する専任教員等による検討会議（例えは、民事系科目では民事系の研究者・実務家専任教員による）を開催し、出題内容等を検討している。また、全科目において、過去5年分の学期末試験問題の開示を行っている。
- (④) 2019年度より、定期試験の実施におけるミスへの対応として、次のような対応を行うものとする。
 - (ア) 学期末試験期間においては、各日の昼休みに、当日の3～5時限目および翌日の1～2時限目実施予定の問題について、出題ミスがないかのチェックを行う。ここでは主として形式面からのチェックを行うとともに、出題趣旨の検討も可能なかぎり行う（なお、初日の1～2時限目実施予定の問題については教務厚生委員会が前日までにチェックを行う）。
 - (イ) 学生からの指摘等により試験時間中に出題ミスが明らかになった場合で、試験時間中に訂正することにより解答が可能なときには、試験時間中に訂正を行い、追試験は実施しない。

試験時間中に訂正しても出題趣旨に沿った解答が困難である場合及び試験終了後に出題ミスが判明した場合には、担当の教員は、速やかに大学院学務係を通じて教務厚生委員長に報告する。教務厚生委員会は、本来の出題趣旨に沿った解答が不可能であるか否かについて、出題者に加えて出題者以外の教員に確認を取ることができる。さらに、試験終了後であれば、当該科目を担当しうる学外の研究者・実務家に助言を仰ぐことができるものとする。教務厚生委員会は以下のいずれの対応をとるかについて審議し、決定する。必要に応じて対応結果について教務厚生委員長名で学生に伝える。

- (a) 当該出題ミスについて、本来の出題趣旨に沿った解答も、その出題ミスを前提とした解答も可能であるという場合で、いずれについても同等の採点を行うことが可能であるときには、追試験は実施しない。また、出題者は、採点講評を通じて学生に説明を行うものとする。
- (b) 当該出題ミスについて、本来の出題趣旨に沿った解答が困難であると判断される場合には、追試験を実施する。この場合の追試験は、原則として、定期試験期間中の予備日に実施する。ただし、予備日前日の試験日に実施される試験で出題ミスがあった場合には、別の日に日程を調整する。

なお、試験日に試験を実施できなかった場合などにおいては、追試験を定期試験期間中の予備日に実施する可能性がある点について、履修案内において、「学期末試験について」の「追試」を、「2 追試等」に変更し、5に、「試験日に試験を実施できなかった場合等においては、定期試験期間中の予備日等に別途試験を実施する可能性がある。」と追記する。

（2）追試験

追試験については、試験時間等に関し学期末試験と同じ条件で実施している。追試験において、期末試験と類似の問題が出題されないために、定期試験の問題点検の段階で、追試験問題についても作問の準備をしておき、その点検を行うものとしている。追試験の受験者はその限りで本試験の場合と比べて有利にも不利にも扱われることはない。追試験は、本試験の1週間程度後に行われ、本試験と同様、平常点と追試験成績の合計により成績が

決定される。

なお、平成26年度より、再試験制度は廃止された。

2. 平常点

2019年度より、平常点について、次のような対応をとることとした。

- ① 平常点に関しては、出席による加点ではないことを明確にする必要がある。また、絶対評価による成績評価の一部を構成することからすれば、公平性・客観性を確保する必要もある。この点、中間試験、小テスト等は、出席による加点ではないことが明らかであり、事後的に設問・解答を確認することが可能であることから公平性・客観性が担保される。これに対して、授業中の質疑応答については、出席による加点でないことは必ずしも明らかではない。そこで、「平常点の算出に当たっては、小テストやあらかじめ割り当てた授業中の報告など、ある程度客観的で、事後的に確認が可能なものを必ず含める。」とすることとする。
- ② 前述①に示した通り、平常点の算出に当たっては、小テストやあらかじめ割り当てた授業中の報告など、ある程度客観的で、事後的に確認がある程度可能なものを必ず含めることとした。そのため、平常点の算出において成績に差がつくよう小テスト等の難易度を設定するものとする。

3. 成績評価

- ① 成績評価は、横浜国立大学大学院学則第15条に基づき、秀（90点以上）、優（80点～89点）、良（70点～79点）、可（60点～69点）、不可（59点以下）と区分され、学生には、履修案内を通じて入学当初に示されている。なお、2019年度より、法曹実務専攻における成績評価の指針に、「法科大学院の修了が司法試験の受験資格とされることから、その点を再度周知徹底する。また、司法試験の受験科目となっている科目については、法務省から公表されている司法試験・論文試験における答案の基準を参照して成績を評価する。」との文言を付記した。
- ② 教員には、担当科目の履修学生全員の成績集計表のほか、学生からの問合せに応じるため、答案の写しを交付している。履修登録状況や成績分布状況についても、科目ごとに、本試験終了時点のものと追試験終了時点のものが法曹実務専攻委員会において報告されている。全学生の成績に関するデータも、学習アドバイスの目的での提供等、関係教員間での共有を可能なものとしている。さらに、2019年度より、FD会議を通じて、教員間での絶対評価の尺度をさらに共有化するために、意見交換を実行する。なお、外部への情報流出インシデントを防ぐという考慮も踏まえ、兼任教員については、学内グループウェア（サイボウズ・ガルーン）上に資料を掲載することで、兼任教員については、大学院学務係で閲覧できる状態を整えてることで、共有化を図っている。
- ③ 修了者の司法試験の合否と本法科大学院における成績との相関の高さも判明しており、成績評価の厳密さの必要性は、春学期については6月、秋学期については11月の専攻委員会にて学期末試験についての指針を配付・周知することにより授業科目を担当する教員全員により共有されている。より慎重を期すため、法律基本科目及び法律実務基礎科目の期末試験答案及び平常点については、教務厚生委員会が点検し、得点分布等についても点検を行った上で必要に応じて担当教員への是正勧告をし、また著し

い場合には法曹実務専攻長が是正を命じることができることとされている。

- ④ 学期末試験採点終了後、科目ごとに、解答例、配点、出題意図、採点基準、採点講評などをまとめたものを当該科目の試験を受けた学生に対して交付している。個別成績表・成績分布表も、学期末試験終了後速やかに学生に配付しており、法律基本科目や法律実務基礎（総合演習）科の総合順位を記載している。個人成績表に基づき学生が採点上の疑義を各担当教員に質問する機会を与えており、これは追試験についても同様である。なお、各担当教員が、成績評価の訂正の必要があると判断した場合には、その成績修正の内容を含めて、大学院学務係に連絡をし、担当教員の確認のもと、大学院学務係が、成績評価の訂正の事務作業を行うこととなっている
- ⑤ 平成24年度から、必要出席日数の3分の2に満たない受講者には、学期末試験の受験資格を認めない（すなわち単位の修得を認めない）場合があることについて、新入生ガイダンス等を通じて学生に周知徹底している。なお、学期末試験では採点に当たつて答案の匿名化を徹底し、担当教員が提出した平常点と共に、法科大学院係が学期末試験と平常点を合わせて最終成績とする厳正な仕組みをとっている。

よって、基準4－1－1を満たしている。

基準4－1－2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4－1－2に係る状況）

1. 進級制度

- ① 本学法科大学院においては、平成22年度入学の法学未修者及び平成23年度入学の法学既修者以降の学生に対して、進級制を採用してきた。平成25年度のカリキュラム改正後、法学未修者が1年次から2年次に進級するための要件として、「法学未修者1年次配当の法律基本科目、法律文献情報及び法曹倫理Iの合計32単位のうち28単位以上を修得していること」を条件としてきた。しかし、平成26年度から、平成25年度以前の在学生も含めた全ての法学未修者に対して、1年次から2年次に進級するための要件を「26単位以上を習得していること」を課すことに改めた。これは、平成26年度から再試験を廃止したことに対して、措置を講じたものである。

なお、進級後の履修科目登録単位には上限が設けられていること（前掲「基準3－3－1に係る状況」1. ①～③参照）、及び責任指導教員の履修指導を受けること（後掲「基準7－1－1に係る状況」（2）参照）を鑑み、学生が進級した後に修得できなかった科目の学修が疎かにならぬ制度を構築すべく、進級要件を28単位以上から26単位以上（修得できなかった単位を4単位から6単位まで認める）とした。

また、平成26年度以降、原級留置者に関しては在学生も含め、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目に限って2年次配当の科目を6単位まで修得できるものとしている。これは、先に述べたとおり平成26年度から再試験を廃止したため、平成25年度以前に入学した法学未修者に対して、本来課されるべき履修制限に一定の配慮を行ったものである。

さらに、原級留置者に対しては、責任指導教員が履修指導を行うことにより、当該法学未修者が修得できなかった科目に関して、進級後においてその学修を疎かにしないような履修登録が行われるよう、講じてきたところである。

- ② 法学未修者が2年次から3年次に進級するための要件は、①法学未修者1年次配当の法律基本科目、法律文献情報及び法曹倫理Iの全ての単位を修得しており、かつ②法学未修者2年次配当の法律基本科目と民事実務演習、刑事実務演習、民事要件事実・事実認定論の「合計24単位のうち18単位以上」を修得していることであったが、平成26年度から、在学生も含め上記①の要件について「合計25単位のうち19単位以上」と改めた。また、平成26年度より、在学生も含めた原級留置者については、「基礎法学・隣接科目や展開・先端科目に限って、3年次配当の科目を6単位まで修得できるもの」としている。このいずれの措置についても、前述の①と同様、再試験を平成26年度から廃止したことに対して措置を講じたものである。なお、履修指導に関しては、同様に責任指導教員が行うことにより、適切に履修できていることを確認できるしくみをとっている。
- ③ 法学既修者が1年次から2年次に進級するための要件は、法学既修者1年次配当の法律基本科目と法律文献情報、法曹倫理I、民事実務演習、刑事実務演習、民事要件事実・事実認定論の「30単位うち24単位以上」を修得していることとしていたが、平成26年度より、在学生も含めてこの要件は「31単位うち25単位以上」と改めた。また、平

成26年度より、原級留置者については在学生も含め、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目に限り、2年次配当の科目を6単位まで修得できるものとしている。法学既修者の1年次から2年次への進級要件は、法学未修者の2年次から3年次への進級要件と同趣旨である。そのため、前述①及び②に述べたものと同様、同じ内容を持つ変更（修得できなかった単位を4単位から6単位まで認める、原級留置者に対して1年次上の配当科目の履修を6単位まで認める）を加えたものである。

基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の例外については、そもそも進級制度は、段階的学習の前提として、下の年次の学習が十分ではない場合には、上の年次の科目を履修させることは適切ではないことによるが、例外的に、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目については、原級留置者であっても、一定の範囲に限って上の年次のものを履修させたとしても、進級制度の趣旨に反するものとはいえず、また、原級留置者は、留置された年次の未修得の科目を修得することに専念すべきであるが、6単位程度であれば、並行して未修得単位の取得と合わせて履修させた方が、進級後の学習にも資するとの判断による。

以上の進級制については、履修案内にて学生に対して周知を行っている。原級留置となつても、当該年度にすでに合格（秀、優、良、可）の評価を得た授業科目の成績は影響を受けない。したがって、次年度に履修可能な科目は、不合格となつた必修科目並びに選択必修科目（ただし各年次の履修登録制限の範囲内）ということになる。また、同一年次には、休学期間を除いて、2年を超えて在籍できない。進級制の導入により、平成31年9月末時点の原級留置者は10名、令和2年3月末の時点の原級留置者は10名である。また、平成31年度1年間での退学・除籍者の数は1名である。

- ④ なお、修了要件として、GPA値2.0以上が求められる。履修登録した科目のGPA値は、秀4.5、優4.0、良3.0、可2.0、不可0.0であり、GPA値は単位換算（科目換算ではない）での履修登録単位平均値ということになる。したがって、選択必修科目を最低必要数以上に履修登録して不可となれば、仮に総単位数等では修了要件を満たしても、原級留置となることがある。この点も、学生に対して、履修案内等により周知徹底を行っている。

よって、基準4-1-2を満たしている。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アトイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目的単位を、31単位以上修得していること（なお、（2）において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目的単位数と読み替える。）。

(基準4-2-1に係る状況)

1. 修了認定

- ① 横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第4条に従い、同専攻に3年以上在学し、別に定めるGPAの基準2.0以上を満たし、かつ所定の単位（96単位以上）を修得しなければ、修了要件を満たすことができない。
- ② ただし、他大学大学院又は本学大学院の他の研究科若しくは学府又は国際社会科学府の他の専攻の授業科目を履修することが可能であり、これによって修得した単位を一定範囲で修了要件としての総単位数に算入することができる。なお、当該単位の認定は、法曹実務専攻委員会の議を経て、選択科目的単位として認定することができるが、入学前修得単位と合わせて12単位を超えることはできない。このような授業科目の履修は33単位までと決められている。特に、既修者コースの学生については、既修者認定により30単位が認定されるため、既修者認定科目のほかには3単位までしか参入することができない。この点については、履修案内等で明示している。

3. 入学前の既修得単位の認定

また、本学法科大学院入学前の既修得単位の認定については、横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第10条で、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において履修した授業科目につき修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、専攻の教育課程と照らし合わせて相応するものに関して、専攻委員会の議を経て、これを専攻における単位として認定することができる旨を定め、同第11条がその上限に関して、同第8条4項によって与えることができる単位数と合わせて12単位を超えないものとすると規定している。

同条の具体的な適用に当たっては、教務委員会が、申出者の学業成績証明書、対象科目のシラバス等の内容を検討し、その意見に基づいて法曹実務専攻委員会で判断する。近年の認定状況は別添のとおりである。ただし、転入学の場合を除いて原則として既修得単位を法律基本科目として認定しないことが、平成23年5月16日の法曹実務専攻委員会で確認されている。

法学既修者には、憲法I・II、民事訴訟法Iなど15科目30単位を認定し、1年間を在学したものとみなしている。

本学の修了に必要な単位数は下記のとおりである（資料5「修了要件一覧表」参照）。

ア 公法系科目	必修 8 単位 + 選択必修 4 単位以上
イ 民事系科目	必修 21 単位 + 選択必修 6 単位以上
ウ 刑事系科目	必修 8 単位 + 選択必修 2 単位以上
エ 法律実務基礎科目	必修 10 単位 + 選択必修 4 単位以上
オ 基礎法学・隣接科目	選択必修 4 単位以上
カ 展開・先端科目	選択必修 12 単位以上

また、法律実務基礎科目、法律実務基礎（総合演習）科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の合計必要単位数は 36 単位以上であり、修了単位数 96 単位の 3 分の 1 を超えるものとしている。

資料5 修了要件一覧表

必 修						選 択 必 修							修 了 要 件	
法 律 基 本 科 目				法 律 実 务 基 础 (総 合 演 習) 科 目	法 律 基 础 科 目			法 律 実 务 基 础 科 目	基 础 法 学 ・ 隣 接 科 目	展 開 ・ 先 端 科 目 I	展 開 ・ 先 端 科 目 II	展 開 ・ 先 端 科 目 III		
法 学 原 論	公 法 系 科 目	民 事 系 科 目	刑 事 系 科 目		公 法 系 科 目	民 事 系 科 目	刑 事 系 科 目							
4 以 上	6 以 上	2 以 上												
2	8	21	8	10	6	16		4	4	4	4	8		
55						40							1 96	

出典：平成30年度履修案内

よって、基準4－2－1を満たしている。

基準4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4－2－2に係る状況)

先に見たとおり、本学の修了に必要な単位数は96単位となっているため、基準4－2－2を満たしている。

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

1. 法学既修者の認定

法学既修者の認定については、平成22年度、23年度は、憲法、民法、刑法の試験科目による既修者認定試験を行い、合格者には24単位の履修が免除された。しかし、平成24年度入試から、志願者の動向に対応するために、法学未修者と法学既修者とそれぞれ対象を分けて募集を行うこととした。なお、法学既修者認定は、法学既修者コース出願者に限つて行うこととしている。また、平成25年度入試から、法学既修者と判定するにふさわしい科目とする目的として試験科目を広げ、憲法、民法、刑法のほか、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を加えた7科目としている。

なお、平成30年度（2018年度）入試の試験科目及び出題範囲は、以下のとおりである。

試験科目	出題範囲	
公法系科目	憲法	憲法全般
	行政法	行政法総論（行政救済法を含まない）に限る。
民事系科目	民法	民法全般
	商法	①募集株式の発行等（会社法第二編第二章第八節）、新株予約権（会社法第二編第三章）及び社債（会社法第四編）並びにこれに関連する定義規定（会社法第二条）、機関（会社法第二編第四章）及び訴訟（会社法第七編第二章）の分野、②手形法・小切手法
	民事訴訟法	多数当事者訴訟、上訴及び国際民事訴訟を除いた範囲
刑事系科目	刑法	刑法全般
	刑事訴訟法	捜査・公訴まで

2. 単位を修得したものとみなされる（免除される）科目

法学既修者として認定された者が単位を修得したものとみなされる（免除される）法律基本科目は、平成24年度までは、憲法I・II、民法I～VII、刑事法基礎、刑法I・IIの12科目24単位であったが、平成25年度から、法律科目試験科目が増えたことに伴い、法学原論、憲法I・II、行政法I、民法I～VI、商法I、民事訴訟法I、刑法I・II、刑事訴訟法Iの15科目30単位となっている。したがって、法学既修者に一括して履修免除される法律基本科目は、法学未修者1年次に配当される必修の全法律基本科目である。

その他の法律基本科目は、法学未修者2年次、法学既修者1年次に配当されている。該当科目は平成24年度入学者までは、行政法I・II、商法I・II、民事訴訟法、刑事訴訟法であったが、平成25年度入学者から行政法II、商法II、民事訴訟法II、刑事訴訟法IIである。

また、法学未修者1年次に配当される必修科目であっても、法律基本科目ではない法律

文献情報、法曹倫理Ⅰは、法学既修者1年次にも配当されて、必ず履修すべき科目となっている。

3. 適切な法律試験科目の実施

前述1.に示した法律基本科目についての試験を入試において課しているのは、前述2.に示した法律基本科目を免除するためである。本法科大学院において、法律基本科目については、法曹を目指す以上、誰にも必要な基礎的な法律科目についての基本的な知識を身に付けさせることを目的としている（前述「基準2-1-2に係る状況」参照）。法曹を目指す上で必要となる基本的知識を有している状態とは、単に概念の意味を個別に知っているというにとどまらず、それぞれの分野における体系に基づいて概念の説明まで行い得る程度にまで理解を深めていることが求められる。入試における法律基本科目についての試験は、この目的を達成しているか否かを判定するために課すものである。

入試における法律基本科目についての試験は、論述式試験（設例に対する法の適用を論じさせる方式による試験）または記述式試験（解答として語句の説明を求める方式による試験）の方法で行われる。このうち、記述式試験の方式を用いる試験科目は、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法である。記述式試験は、いわゆる短答式試験（複数の選択肢から、問題文で問われている内容を持つものを選択させる方法による試験）と異なり、問われている語句の意味内容を説明するために文章を作成させる試験方法である。この方法を採用することにより、それぞれの科目における基本的概念の意味を知っているか否かを判定するだけでなく、当該科目における体系的理解を背景とした説明を論理的に行いうか否かも判定することが可能となる。

さらに、憲法、民法、刑法の3つの科目については、論述式試験を用いている。この方法による試験を行うことにより、憲法、民法、刑法のそれぞれの分野における基本的知識を有するか否かを判定しうることはもちろんのこと、日本法体系において基本となる法分野と位置付けられる憲法、民法、刑法における法の適用のあり方を問うことで、法体系全体を通じた基礎的な法的思考能力・法的分析能力を有するか否かも判定することが可能となる。

法律基本科目の試験問題は、公法系（憲法・行政法）、民事系（民法・商法・民事訴訟法）、刑事系（刑法・刑事訴訟法）で組織される試験問題作成委員会において、複数の教員の合議を通じて、出題内容の適正等を確認したうえで作成される。さらに各試験問題作成委員会の作成した試験問題については、さらに、実務家教員も含む入試委員会がチェックを行い、必要に応じて問題の修正を求めることがなっている。

以上の通り、法学基本科目の免除という効果を持つ法学既修者の認定について、方式・内容のいずれの視点からも適切な法律科目試験の実施が確保されている。

4. 入試の公平性・開放性・多様性

- ① 本学は法学部を持たず、法科大学院入試において本学出身の学生を優遇することはない。受験者の出身大学に関する公平性、開放性、多様性を確保しており、これを徹底させるため、本学経済学部における法律系科目の期末試験問題を点検して、既修者コースの入学試験問題との同一性がないかを確認している。また、法学既修者コースの入試問題等も本学ウェブサイトに掲載して、広く公開している。
- ② 入試に際して、出題は、試験問題作成委員会によって各科目複数教員の点検の下で作成されており、採点に当たっても、氏名・受験番号のマスキングを徹底し、答案の匿

名性を確保している。特定の受験生や本学学部学生等が有利に扱われることのない体制をとっている。入試問題の検討の際には、作問担当者間の会議において、学部の期末試験の問題等も互いに参照し、類似、重複等がないように注意している。

- ③ 法学既修者の認定に当たっては、適性試験や法学検定試験も含め、他の機関の行う試験の成績を考慮して法学既修者と認定することはしていない。また、既修者入試においては、各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

5. 段階的学習

法学既修者認定により免除されるのは、平成24年度入学生までは12科目24単位であった。修了に必要な単位数が96単位であるため、その4分の1に過ぎず、履修制限により、既修1年次には、法律基本科目、実務科目以外の基礎法学・隣接、展開先端科目を履修することがほぼ不可能となり、バランスの取れた段階的科目の履修という観点からは、問題が生じていた。そのため、平成25年度から、入試科目の変更を行うと共に、免除の単位数を15科目30単位に改め、既修1年時にも一定程度、基礎法学・隣接、展開先端科目を履修できるようにして、バランスのとれた段階的学習を可能にしている。

よって、基準4-3-1を満たしている。

2 特長及び課題等

1. 特長

- ① 学生の成績評価にあたり、法律基本科目では原則として全て学期末試験を行っている。試験問題は複数の教員による点検を受けて出題され、採点も受験者の氏名や学籍番号について匿名性を確保しており、厳格かつ公平になされている。学期末試験が行われる科目に関しては、学期末試験と平常点の割合について、講義科目、演習科目それぞれに原則的基準が定められている。本学の成績評価は絶対評価であるが、成績は科目ごとに法曹実務専攻委員会で報告され確認がなされており、現在まで極端な評価は生じていない。なお、成績分布が標準を逸していると見られる科目があった場合には、教務厚生委員会による是正の勧告、同委員会の諮問を経た上での法曹実務専攻長による是正命令の措置も導入されているが、本年度はこれに該当する科目は生じていない。
- ② 成績評価の方法等は募集要項や履修案内で明示されている。また、各科目のシラバスでは、より詳細な成績評価の方法や基準が周知されている。学期末試験後には速やかに採点基準や講評等が学生に示され、個人成績表も関連資料と共に交付されている。これによって、学生に、学修に当たっての改善点を迅速かつ具体的に認識させると共に、学生からも、その能力を正確に反映した客観的かつ厳正な成績評価であったかどうかについて教員に照会させる機会を確保している。過去5年分の期末試験問題を学生に公表しており、期末試験受験に当たっての公平性と透明性の確保に寄与している。
- ③ 追試験についても、適切な時期に、学期末試験（本試験）との均衡を損なわない方法で実施されている。再試験は、公平性確保の観点から平成26年度より廃止している。
- ④ 平成22年度入学の法学未修者と平成23年度入学の法学既修者から進級制を導入し、修了生の学力の確保を徹底させている。
- ⑤ 入学前・入学後に他大学院（本学の他研究科、国際社会科学府の他専攻を含む）で修得した単位を本学法科大学院における単位として認定するに当たって、適切な上限を定め、また、法律基本科目としての認定はしない等厳格な運用をしている。既修者コースの学生についても、既修者認定科目を含めて33単位を超えるような認定をしない旨、履修案内等で明示している。
- ⑥ 法学既修者の認定が適切に行われている。認定によって免除される科目及びその単位数について、妥当な範囲のものとなっている。
- ⑦ 修了に必要な科目のほとんどを必修科目、選択必修科目で構成しているが、設定した必要単位数は適切であり、かつ、様々な群の科目をバランスよく履修させるカリキュラムとなっている。この点は法学既修者についても同様である。

2. 課題等

課題については、以下の点が挙げられる。

本法科大学院での成績評価は従来から厳格になされているが、進級制を導入したことにより、原級留置となる者や、これを2回続けて、中途退学をする者が出ていている。単位の充実、修了者の能力の確保という点では進級制は有意義であるが、入試の改善、教育の質の向上、指導の強化等により原級留置者を減らす努力が求められよう。平成26年度から再試験を廃止したが、それに伴う措置として進級必要単位数を2単位ずつ緩和すると共に、原級留置者が高学年配当の選択必修科目の一部を履修できることとし、不必要に留年の連鎖を引き起こす事態を回避するための対応をしている。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1. 教育内容等の改善措置一組織的・継続的実施

(1) 教育力改善のための体制

本学法科大学院では、教務委員会において①全科目に関するシラバスの内容の確認、②適正規模のクラス編成、③成績評価基準遵守の周知と適正な成績評価の確認を実施している。①は毎年度、②は毎学期の開講前に、③は毎学期定期試験実施の前と後に行っている。

①については、各科目のシラバスが当該授業を実施する内容として適切であるか、各科目区分の授業相互が学生の理解と習熟を確保する上で適切に連携したものとなっているか、特に同一の科目区分に属する諸科目が理論と実践の架橋となるよう相互に連携しているかを教務厚生委員会でチェックし、改善が必要と考えられる科目について教務委員長が担当教員にシラバスの見直しと改善を求める体制を探っている。

②については、本学法科大学院の定員の規模を活かし、少人数で双方向授業が可能な編成をしている。更に、講義科目・演習科目共にYNU授業支援システムを通じた履修者・出席管理、授業のレジュメ・資料等教材の配付、予習・復習の指示、レポート・起案課題の出題と提出・添削指導、「掲示板」と「お知らせ発信」による学生との連絡等の体制を完備し、あわせて各学年ごとに作成する学生マーリングリストを用いて、授業の実施内容につき教員と学生が適時に適切な情報を共有できる仕組みを整えている。これによって、講義科目では授業内での活発な質疑応答を実践すると共に、演習科目では毎回の課題に関する学生のグループ・ディスカッションの質を向上させ、多方向授業の効果を上げることが可能となっている。

③については、教務委員会による確認作業の結果、適正な成績評価として疑義のある科目がある場合には、教務委員長が法曹実務専攻長にその旨を報告すると共に、法曹実務専攻長、教務委員長と当該科目担当教員とで成績評価につき再度確認する体制を探っている。

④さらに平成30年度秋学期から、定期期末試験を実施する全科目について試験実施前に教員による組織的な問題の最終点検を行う体制を整えた。これにより、出題ミスを抑え、円滑な試験の実施を確保している。

教務委員会による①②③④の点検・確認の結果は法曹実務専攻委員会で適時に報告され、法科大学院全体として教育内容と方法の改善を図っている。

なお、本学法科大学院では教育内容の連携と調整及び改善を目的とした教員間の意見交換と情報共有の仕組みとして、法律基本科目・法律実務基礎科目を担当する公法系・民事系・刑事系の分野ごとに専任教員をグループ化し、毎年度のシラバス及び学期ごとの教材

作成について共通的な到達目標モデル（コア・カリキュラム）に準拠した教育を行うことのできる内容となっているか、学期末の定期試験問題が適切な内容と分量であるかについて、検討と確認を目的とした会合（各系（公法系・民事系・刑事系：以下三系という）FD会合）を定期的に行っている。そこではシラバスや教材、試験問題の形式的点検にとどまらず、各自の担当科目における教育の進捗状況や各学生に対する指導の効果の把握も図っている。特に、総合演習科目（公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習）ではシラバスの作成、各回の課題及び試験問題の作成を研究者教員と実務家教員との綿密な打合せに基づいて行っており、毎回の授業の内容と進行についても授業実施直後のミーティングや緊密なメール連絡を通じて意見交換する体制を備えている。

これら三系（公法系・民事系・刑事系）ごとの各系 FD 会合を通じて作成されたシラバスや試験問題について、教務委員会が上記①③④の点検・確認を進めるという二重体制を敷くことにより、教育内容と方法の改善の実効化を図っている。

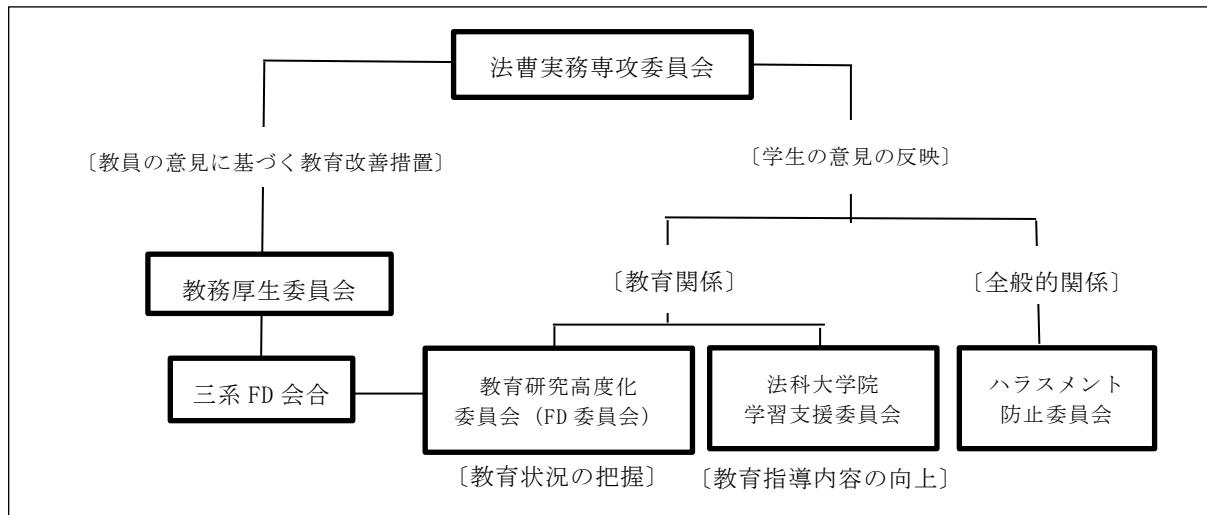
（2） 学生の意見を反映させる体制

本学法科大学院では、教育指導の状況を継続的に把握・評価し、その結果を教育改善活動に効果的に反映させるため、教育研究高度化委員会（以下「FD委員会」という。）を設けている。FD委員会では、学生の意見を授業や法科大学院の運営に組織的に反映させる手段として、毎学期中間と期末の二回「授業に関する学生アンケート」を実施している。このアンケートでは匿名性を確保し、授業に関する学生の率直な意見を得ることで教育内容の改善を図っている。実施したアンケートについては教員が授業改善計画を作成し、学生に公表している。特に中間アンケートは開講中の科目に関する授業評価であり、学期後半の授業内容にアンケート結果を直接活かす仕組みになっている。

更に、学生が安全・安心な環境で学習することができるよう、本学法科大学院ではハラスメント防止委員会を置いている。同委員会は、授業内容や成績評価にとどまらず広く法科大学院について常時、学生の意見・要望を受け付けることを目的として匿名の意見箱「つながるくん」を法学研究棟3階の管理室前に設置し、学生からの要望・苦情に適切に対処する体制を確保している。「つながるくん」に投書があった場合、ハラスメント防止委員会は法曹実務専攻長ないし関係各委員会に意見内容を照会し、各委員会等が対応が必要と判断した場合にはハラスメント防止委員会と連携の上、対応策をとっている。対応策の内容については、掲示措置等を通じて学生への迅速な回答を行っている。

（3） 修了生からの意見を反映させることを目的として、毎年最終合格発表後に合格者との意見交換会を実施している。この意見交換会は法曹実務専攻長が主催し、専攻長と共にFD委員会委員が参加して、修了生の観点から求められる本学の教育内容と向上に関する意見を聴取する。その結果は、法曹実務専攻委員会において専攻長から報告され、法科大学院学習支援委員会が中心となって教務委員会と連携しながら改善措置を講じ、教育指導に反映させる体制を探っている。

資料6 教育力向上のための組織体制



5-2 教育課程の見直し等

基準5-2-1

法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること。

(基準5-2-1 係る状況)

1. 教育課程の編成及び見直し

(1) 組織的・継続的実施

本学では、大学全体の取組として、イノベーションの創出に向けて、高い技術力、発想力、実践力などの複合的な力を備え、国際的に活躍できる高度専門職業人を育成するため、大学院を中心とした機能強化を行っている。特に法科大学院では、研修及び研究を通じた改善措置として下記の取組を実践している。

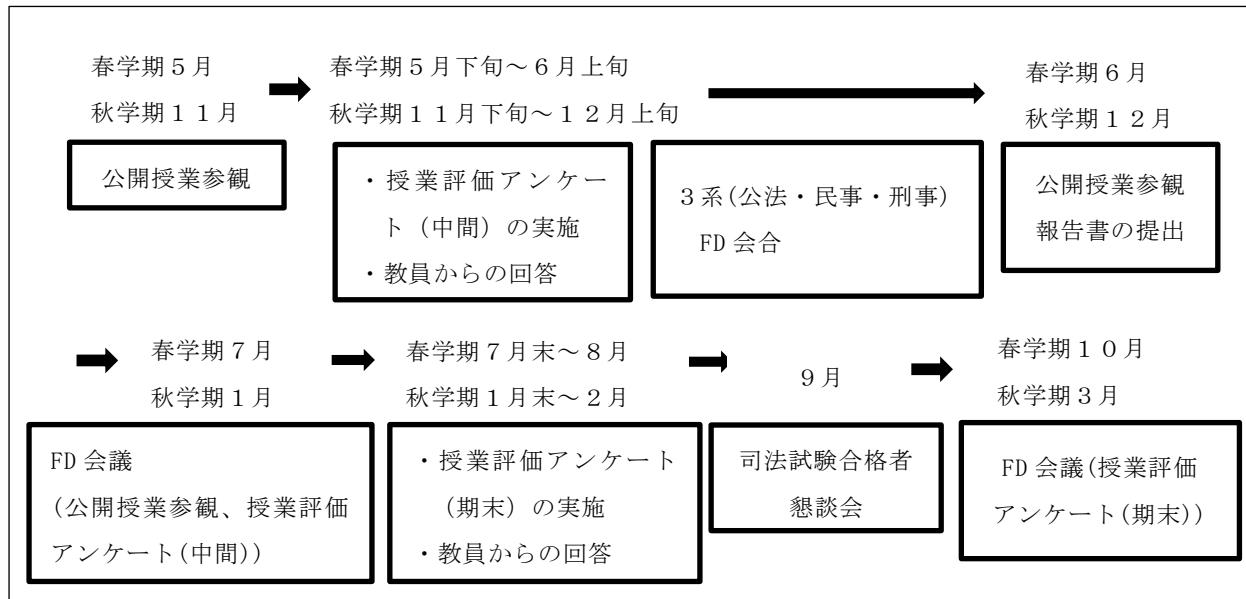
(2) 公開授業とFD会議・各系FD会合

本学法科大学院では、FD委員会の下で教育指導の状況を継続的にかつ組織的に把握・評価し、その結果を効果的に教育改善活動に反映させる仕組みを設けている。更に、法曹実務専攻長が主宰し、全専任教員が参加する「FD会議」を法曹実務専攻委員会に合わせて定期的に開催し、教育改善に関する情報共有及び啓発活動を行っている。

具体的には、毎学期法科大学院の全開講科目について公開授業期間を設定し、同僚教員による授業参観を実施している。公開授業の参観結果について、参観した各教員が報告書を作成すると共に、三系 FD 会合で意見交換し、互いの授業の優れた点及び改善すべき点を話し合う機会を設けている。各系 FD 会合は当該系に属さない教員にも開かれており、非常勤教員の参加も可能である。

各系 FD 会合の結果は更に各系の公開授業報告書として纏められ、定期的に開催される法曹実務専攻「FD会議」で報告し、3系ごとの教育改善措置について合同で検討している。また「FD会議」では各系 FD 会合に参加していない展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の公開授業結果についても報告し、意見交換の結果を各授業の教育内容の改善に役立てる機会としている（資料7「FD活動のサイクル」参照）。

資料7 FD活動のサイクル



出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻調べ

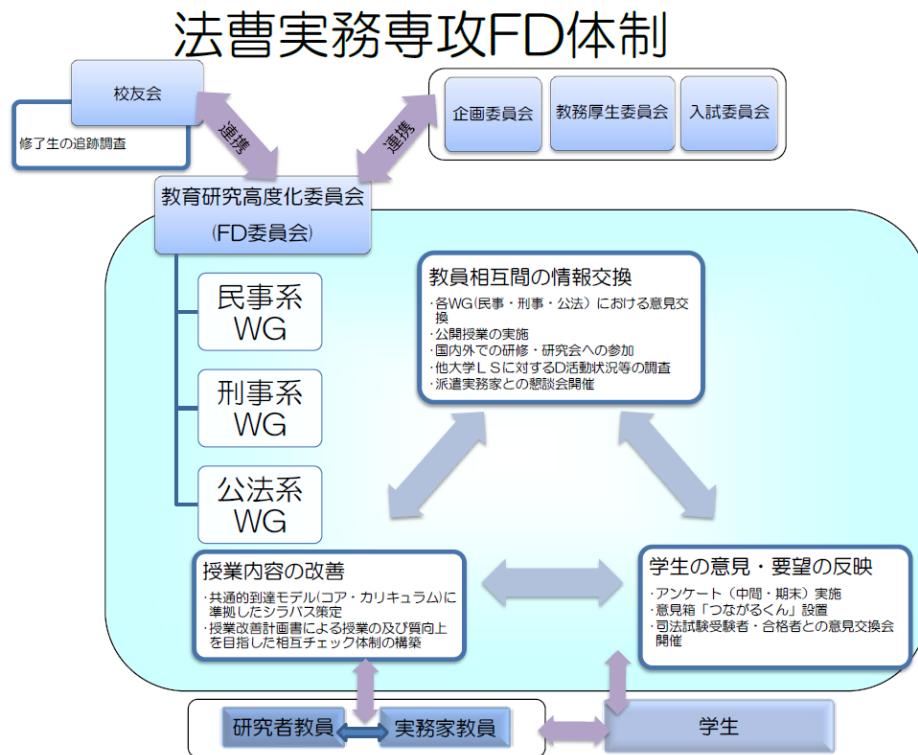
※ FD会議は原則として毎月開催され、公開授業参観、授業評価アンケート以外のFD活動全般に関する議題（外部評価の実施、加算プログラムの申請、「つながるくん」の学生意見と改善措置等）と共に、実務系科目協議委員会による報告・改善策に関する話し合いが行われる。

2. 実務系科目協議委員会（教育課程連携協議会）とFD会議

本学法科大学院では、客員教授など専任教員以外の教員から本学の教育について意見を聴き、教育の内容及び方法について討議することを目的として、実務系科目協議委員会を置く。実務系科目協議委員会は法曹実務専攻長が主催し、法律系長、FD委員長と共に実務家専任教員も参加して、理論教育と実務的学習の改善、研究者教員と実務家教員の連携による指導方法の向上について定期的に検討を行っている。

実務系科目協議委員会で提示された教育上の課題や改善策はFD会議で報告され、内容について議論すると共に、改善措置を検討し、事案に応じてFD委員会等関係委員会で具体的措置を策定して法曹実務専攻委員会で提案し、実施する。

資料8 FD会議実施体制



(3) 研修会・研究会

本学では、大学として各種FD研修会を実施しました学外のFD研修会にも参加している。法曹実務専攻の専任教員もこれらに加わり、FD活動を実施している。また、法曹実務専攻の全教員が参加する研修として、ハラスメント防止研修会を法律系委員会にあわせて開催している。

また、本学は神奈川県弁護士会と包括連携協定を締結しており、同弁護士会と協同で研修会と研究会を行っている。本学法科大学院の研究者教員で法曹資格を有する者が中心となって、法科大学院における理論と実務の架橋教育を推進すると共に、実務家教員についてもこれらの研修会・研究会を通じて継続的に教育力の向上を図る体制を探っている。

2 特長及び課題等

1. 特長

教育改善措置に関する本学法科大学院の大きな特長は、広範かつ丁寧に学生の意見及び要望を吸い上げ、それらを迅速に授業の改善につなげていることにある。履修者3名以上の要件を充たす科目について毎学期2回の授業評価アンケート(中間と期末)を実施しており、回答率及び満足度も高い。

「つながるくん」に提出された学生の意見及び要望に対しても、法曹実務専攻長や関係各委員会による組織的対応と共に、個別の授業に関する事項は該当教員に照会する対応をしている。それにより、教員が当該授業内で改善措置を説明し、学期中に速やかに対応することが可能となっている。

本学法科大学院では、公法系・民事系・刑事系のグループごとにFD会合と授業の改善のための打合せ、課題及び試験問題の適切性に関する意見交換が恒常的に実施されている。更に、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目担当の教員との教育改善検討の場としてFD会議を、非常勤教員らとの意見交換・情報共有を目的として実務系科目協議委員会を定期的に開催している。これらの取組により、本学法科大学院では法分野の垣根を越えた大学院全体としての教育内容の改善措置を執ることが可能となっている。

2. 課題

本学法科大学院では新司法試験合格者数が減少傾向にある点が課題であり、授業の課題内容の精査、学生の学習における理解度や習熟度の向上を目的として、恒常的に教員間で授業内容の相互点検を行っている（上記（基準5-1-1に係る状況における1.（1）及び2.（1）参照）。あわせて、授業評価アンケート及び「つながるくん」に提出された学生の意見を活用し、積極的に教育力の向上に努めている（上記（基準5-1-1に係る状況）1.の（2）参照）。

本学法科大学院は平成30年に募集停止が決定されたが、司法試験合格率の向上を目指して、引き続きこれらの活動を通じた在学生への支援を行っていく。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準 6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準 6-1-1 に係る状況）

本学は、平成 30 年 6 月に、法曹実務専攻の学生募集を停止することを決定したため、令和元年度は入学者選抜を実施していない。そのため、本章で記載すべき事項は特にない。

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

本学は、平成 30 年 6 月に、法曹実務専攻の学生募集を停止することを決定したため、令和元年度は入学者選抜を実施していない。そのため、本章で記載すべき事項は特にない。

基準 6－1－3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6－1－3 に係る状況)

本学は、平成 30 年 6 月に、法曹実務専攻の学生募集を停止することを決定したため、令和元年度は入学者選抜を実施していない。そのため、本章で記載すべき事項は特にない。

基準 6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6－1－4 に係る状況)

本学は、平成 30 年 6 月に、法曹実務専攻の学生募集を停止することを決定したため、令和元年度は入学者選抜を実施していない。そのため、本章で記載すべき事項は特にない。

基準 6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6－1－5 に係る状況)

本学は、平成 30 年 6 月に、法曹実務専攻の学生募集を停止することを決定したため、令和元年度は入学者選抜を実施していない。そのため、本章で記載すべき事項は特にない。

6－2 収容定員及び在籍者数等

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6－2－1 に係る状況)

本学は、平成 30 年 6 月に、法曹実務専攻の学生募集を停止することを決定したため、令和元年度は入学者選抜を実施していない。そのため、本章で記載すべき事項は特にない。

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

(基準 6－2－2 に係る状況)

本学は、平成 30 年 6 月に、法曹実務専攻の学生募集を停止することを決定したため、令和元年度は入学者選抜を実施していない。そのため、本章で記載すべき事項は特にない。

基準 6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6－2－3 に係る状況)

本学は、平成 30 年 6 月に、法曹実務専攻の学生募集を停止することを決定したため、令和元年度は入学者選抜を実施していない。そのため、本章で記載すべき事項は特にない。

2 特長及び課題等

本学は、平成30年6月に、法曹実務専攻の学生募集を停止することを決定したため、令和元年度は入学者選抜を実施していない。そのため、本章で記載すべき事項は特にない。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるように、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 学習支援

(1) 新入生への支援

新入生について、入学式後の新入生歓迎式のガイダンスで、本学法科大学院の理念・目的、履修方法・成績評価、修了認定等教務事項や各種支援体制を履修案内等の資料に基づき説明している。また、ガイダンスでは、神奈川県弁護士会法科大学院支援委員会による法科大学院での学習方法等に関する指導と講話をプログラムに加えている。オフィス・アワーについても、各教員の一覧表を作成して学生に示している。

また、春学期開講前に「法律文献情報」を開講し、円滑な法学学習のための準備を行わせると共に、2年次以上の学習との関連についても説明する。Lex/DB等のデータベースの使用及び法学資料室の利用方法も、新入生歓迎式後のオリエンテーション及びこの法律文献情報の授業において周知させている。各科目のオリエンテーションは、授業担当教員が初回授業時に実施している。

入学前の事前指導としては、例年、入試の合格後、法学未修者については講義開始前に法学への興味関心を喚起することを内容とする諸推薦図書リストを、法学既修者についてはこのリストと共に公法系、民事系、刑事系の教員から本学での各科目の学習に関するメッセージ（単位認定された法律基本科目と、既修1年次で学習する科目との関連等）を送付し、自習の用に供している。

(2) 在学生への支援

本学法科大学院では、研究者教員と実務家専任教員のペアが責任指導教員として1チーム当たり4人程度の学生に対して、少人数のきめの細かい学習・生活のアドバイスを行っている。責任指導教員制では、年間約3回の個人面談を実施し、履修登録、学習方法、成績、進路等に関して各学生の質問や悩みを受ける場として機能している。また、毎学期始めに、責任指導教員が個々の学生の履修登録について修了要件等を踏まえた点検とアドバイスを行い、進路との適合性も勘案して助言を行う等総合的な履修指導を実施している。なお、これらの責任指導教員による個々の学生の勉学状況の把握や個別指導については、学生個人カードに面談の際のメモを残し、指導の継続性・連続性を保っている。このカードは系長の責任の下で保管され、学生の個人情報保護を確保する体制をとっている。更に、学生の学習状況については、法曹実務専攻委員会に合わせて開催されているFD会議において適宜報告され、情報の共有を行っている。

個別の学生への支援策としては、授業前後の質問等の対応はもとより、専任教員は週2

回のオフィス・アワーにおいて学生からの質問・相談を受けるほか、メールでの問合わせにも適宜応じている。その他にも教員が学生からの質問等に応じる機会は多く、面会室としてラウンジを2部屋設けている。

また、平成24年度から、神奈川県弁護士会所属の本学修了生弁護士2人を客員准教授として採用しており、学生の個別指導やTutorialの授業への参画を通じて、在学生に対するきめ細かな学習支援や生活相談を行っている。更に、本年度は、未修1年生を主たる対象とした客員准教授による特別講座として、平成26年6月24日に初学者向けに法律を学ぶ差異の心構えについての講座を実施した。

さらに、法曹実務専攻長が学習支援委員会と連携して、在校生研修会（在校生向けオリエンテーションを含む）を実施している。今年度は、2019年4月4日と2019年12月20日（2年生対象）に在校生研修会を行った。

（3）修了生弁護士への支援

神奈川県弁護士会との包括連携協定に基づいて、弁護士会との研修活動と連携し、連続共催研修会という形で、本学 LS 修了生も含めた、神奈川県弁護士会全体の研修事業として、下記の日程で共催研修会を実施した（資料12「共催研修会」参照）。

資料12 共催研修会

実施日時	名称	担当者	場所
2019年7月4日 16:00～18:00	「小規模閉鎖会社における新株発行をめぐる判例の変遷」	本学准教授・ 笹岡 愛美	神奈川県弁護士会館 5階大会議室
2019年9月26日 16:00～18:00	「実務に役立つ最新民事判例解説」	本学教授・ 渡邊 拓	神奈川県弁護士会館 4階大会議室
2019年11月26日 14:00～16:00	「働き方改革関連法と最新労働判例（1）一労働時間規制を中心に」	本学准教授・ 石崎 由希子	神奈川県弁護士会館 5階大会議室
2019年11月28日 14:00～16:00	「働き方改革関連法と最新労働判例（2）一格差是正規制を中心に」	本学准教授・ 石崎 由希子	神奈川県弁護士会館 5階大会議室

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

1. 生活支援等

本学法科大学院では、以下のような方策によって、経済的困難のある学生に支援を行い、学習に専念できるよう配慮をしている。

① 授業料免除制度

大学全体の制度として、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者に対する入学金・授業料の免除・減額の制度がある。授業料の免除・減額については、大学全体の基準に従って実施され、相当数の学生が全額又は半額の免除を受けている。

② 日本学生支援機構奨学金

第1種奨学金及び第2種奨学金については、入学式後のガイダンス等で周知を図っており、多くの学生が受給している。

③ その他の奨学金

本学を対象に提供される各種奨学団体からの推薦依頼等、多数の大学院生向け奨学金情報を学生に提供している。また、平成30年度から、社会科学系の同窓会である「富丘会」から奨学金の支援を受けている。

④ 大学所有の寮（峰沢国際交流会館）への優先的入居

平成24年度入学者から、本学法科大学院生について、キャンパスに近接（徒歩5分）した大学所有の寮への優先的入居枠（3人）を設け、低額な寮費、通学時間の短縮など、生活支援を含めた学生への勉学環境への支援を行っている。なお、平成29年度の入居につき申込みはなかった。

また、平成26年度から、本学北門から10分の場所に位置する羽沢インターナショナルレジデンスの入居も可能となっている（平成31年3月まで）。

その他の生活面での支援策として、以下のような体制を整備している。

① 健康診断と健康管理

毎年4月中・下旬に学生の定期健康診断を実施するほか、保健管理センターでの健康相談・カウンセリングなども随時受け付けている。また、成績不振や学習のストレス等に基づく健康障害を防止するため、カウンセラーへの早期相談を促し、教員もオフィス・アワーの際の面談などから気のついた学生について迅速な対応を図っている。

② ハラスメント対策

セクシュアル及びキャンパス・ハラスメント相談員制度が整えられている。4月のオリエンテーションの際に、学生にもパンフレットを配付して、本学のキャンパス・ハラスメント対策及び相談員、相談窓口等を周知させている。

また、平成28年度以降、法律系ハラスメント防止委員会（教務委員及び実務家教員等から構成される）が設置され、同委員会が主体となって、学生の学修意欲の低下を導くおそれのある言動の予防、早期発見及び再発防止を目的とする活動を行うものとされている。

③ 「つながるくん」及び「なんでも相談室（学務部）」の設置

学生生活・修学上の様々な問題について、学生が気軽に相談できることを目的として投書箱（「つながるくん」）を法学研究棟3階に設置している。また、学生センター2階（平日 9:00～17:00）の「なんでも相談室」では、ウェブに窓口学業・学生生活・メンタルヘルス等、相談事項を限定せず学生の相談に応じている。なお、それぞれ法曹実務専攻のウェブ上に案内を掲載している。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めてすること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

1. 障害のある学生に対する支援

歩行障害を有する者について、全学的に対策に取り組んでいる。全キャンパスをバリアフリーエリアとし、キャンパスマップに表示して、図や文字で具体的なアクセスルートがわかるようにしている（本学ウェブサイトのバリアフリーマップ <http://shisetsu.ynu.ac.jp/gakugai/shisetsu/2campus/barrierfree/barrierfree.html> 参照）。また、身体に障害のある学生一般に対する支援体制づくりを進めている。

平成24年度に、重度の身体障害を有する学生が法学未修者コースに入学し、常時車椅子を使用して、筆記補助者を同道していることから、次のような施設面での対応をなし、基本的な整備を図った。

- ① 正門から法学研究棟までの間で、電動車いすの通行に支障がある箇所について段差を緩和する工事及び車両進入防止杭の移設工事を行った。
- ② 南通用門のバイク進入防止柵を電動車いす通行に支障がないよう改修すると共に、南通用門から国際社会科学研究棟までの間の電動車いすの通行に支障がある箇所について、段差を緩和する工事及び車両進入防止杭の移設工事を行った。
- ③ 国際社会科学研究棟から法学研究棟までの間で、電動車いすの通行に支障がある箇所について車両進入防止杭の移設工事を行った。
- ④ 経営学研究棟及び法学研究棟の身障者用トイレにウォシュレットを設置した。
- ⑤ パソコンの音声認識ソフトを利用して自習する場合に院生自習室の他の学生の妨げとならないよう、経営学研究棟の1室に当該者専用の自習室を設置した。
- ⑥ 経済学部講義棟1号館及び国際社会科学研究棟にある法科大学院授業のための教室について、車いすに対応するため、固定机を一部撤去し可動机を入れる工事を行った。

教務面では、期末試験につき試験時間を一般学生の1.5倍とする措置をとり、また、音声入力による答案作成が必要であることから、別室受験（教務厚生委員が対応）を実施していた。当該学生は本学法科大学院を修了後、1回目の受験で司法試験に合格した。現在は、東京で弁護士として活躍中である。

なお、平成29年度秋学期末に、本学の全学組織である障がい学生支援室（<http://www.shougai-support.ynu.ac.jp/about/>）に、本学法科大学院生から期末試験の受験体制について相談があったため、同支援室から、当該学生の状況に鑑みて、秋学期期末試験の実施に際して合理的配慮をしてほしい旨の要請が法科大学院にあった。障がい学生支援室のスタッフと正副教務厚生委員長で協議した結果、当該学生の秋学期期末試験については別室での受験を認めることとし、急遽、法科大学院係の協力も得て、別室受験の監督体制を整え、実施した。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

1. 職業支援（キャリア支援）

責任指導教員において学生に指導・助言を行うほか、神奈川県弁護士会所属の実務家専任教員及びみなし専任教員等を通じて、就職や進路の決定についてのアドバイス等を行っている。

また、法科大学院協会、日本弁護士連合会や官公庁、各法科大学院主催のシンポジウムなどキャリア支援に役立つ情報については、法科大学院係等を通じて学生への周知を図っている。本学独自の取組としては、4月に実施している「在校生向けオリエンテーション」において、進路選択の時期と方法について情報提供している。

学生の多様な進路選択を可能とする契機の1つとして、選択科目に「リサーチペーパー」を設けている。これは、修士論文の作成が要件として課されていない法科大学院の学生に対して、修士論文に相当する論文作成をさせ、これを審査に付することによって単位を認めるものである。研究者を目指し、法科大学院修了後に博士課程後期進学を希望する者への学習指導の役割を果たす。リサーチペーパーの単位を取得した者は、平成19年度・平成22年度及び平成30年度に各1人いる。

2 特長及び課題等

1. 特長

特長としては、以下のものが挙げられる。

- ①専任教員と実務家教員からなる責任指導教員チームによって、学生に対して個別に履修・学習相談、生活相談を行っている。また、オフィス・アワーの他、教員が赴いて相談・懇談を受けることができる常設ラウンジを設けて、教員と学生の交流を図っている。
- ②障害をもつ学生に対して、全学的な施設・設備面の整備と共に、個別自習室の提供、期末試験における配慮等修学上の支援体制も整えてきている。
- ③入学前講座（フォローアップ研修会を含む）を実施することにより、未修者も法科大学院で無理なく学習できるように配慮をしている。
- ④富丘会による奨学金制度も導入した。

2. 課題等

課題として、教育課程連携協議会からの指摘を受けた点であるが、修了後の学習環境の整備である。この点については、来年度から修了生を対象とする「法務研修生制度」が発足する。法務研修生に対する研修も実施してゆく必要がある。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

1. 教員の所属と人数

平成25年4月に国際社会科学府・研究院が発足した。学府は教育のために置く組織であり、研究院は研究のために置く組織である。

法曹実務専攻は国際社会科学府の一専攻として設置されている。法曹実務専攻を担当する教員は国際社会科学研究院に所属している。現在、法曹実務専攻では、入学定員25人、収容定員75人の学生数に対し、みなし専任教員2人を含めて18人の専任教員がいる。これに加えて、国際社会科学研究院所属の兼任教員が13人おり、他大学の教員又は弁護士等を兼任している非常勤教員が16人おり、合計47人の教員で組織されている。

2. 専攻の種類・規模に応じた教員の配置

教員の内訳は、まず、研究者たる専任教員として、憲法担当教員2人、行政法担当教員1人、民法担当教員3人、商法担当教員1人、民事訴訟法担当教員2人、刑法担当教員2人、刑事訴訟法担当教員1人、労働法担当教員1人、環境法担当教員1人、が配置されている（合計14人）。これらの中には、それらの担当科目以外の科目を担当している者もいる。例えば、行政法担当教員は、展開・先端科目Ⅱ群の「地方自治法」も担当している。

次に、実務家専任教員（みなし専任教員2人含む）として、法律実務基礎科目担当者4人（弁護士教員4人）が配置されている。

兼任教員としては、本学府博士課程前期国際経済法学専攻を担当する法律系教員14人が、基礎法学・隣接科目に属する科目と展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ群に属する科目などを担当している。また、非常勤講師としては、弁護士教員11人、他大学教員等5人がいる。特に、展開・先端科目の開講については、神奈川県弁護士会所属の弁護士の中から当該専門分野を専門とする弁護士の推薦・派遣という協力が得られていることを特記しておきたい。

基準8－1－2：重点基準

基準8－1－1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8－1－2に係る状況)

1. 専門分野に関する高度の教育上の指導能力

専属専任教員の配置は専攻分野に応じて、認証評価基準8－1－2の各号に定める者が置かれている。すなわち、(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 14名が配置されている。また、法律実務基礎科目担当には、弁護士教員4人が配置されている。

2. 適正な配置

上記で専任として掲示した教員は全て、法科大学院である法曹実務専攻の専属専任であり、博士課程後期を除く他の専攻で専任とされること、いわゆるダブルカウントされていることはない。

基準8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準8－1－3に係る状況)

1. 教員評価の体制（組織図については資料13参照）

- ① 国際社会科学府内の組織たる法曹実務専攻を担当する専任教員の採用・昇任に関しては国際社会科学研究院の審議事項である。
- ② 教員の採用及び昇任のための選考については、研究院教授会から研究院代議員会に審議決定を委任している。研究院教授会には3つの系委員会（経済系委員会、経営系委員会、及び、法律系委員会）が置かれるが、そのひとつである法律系委員会は、研究院の専任の教授、准教授、講師及び助教のうち、法律系に属する者から構成される

2. 教員の選考

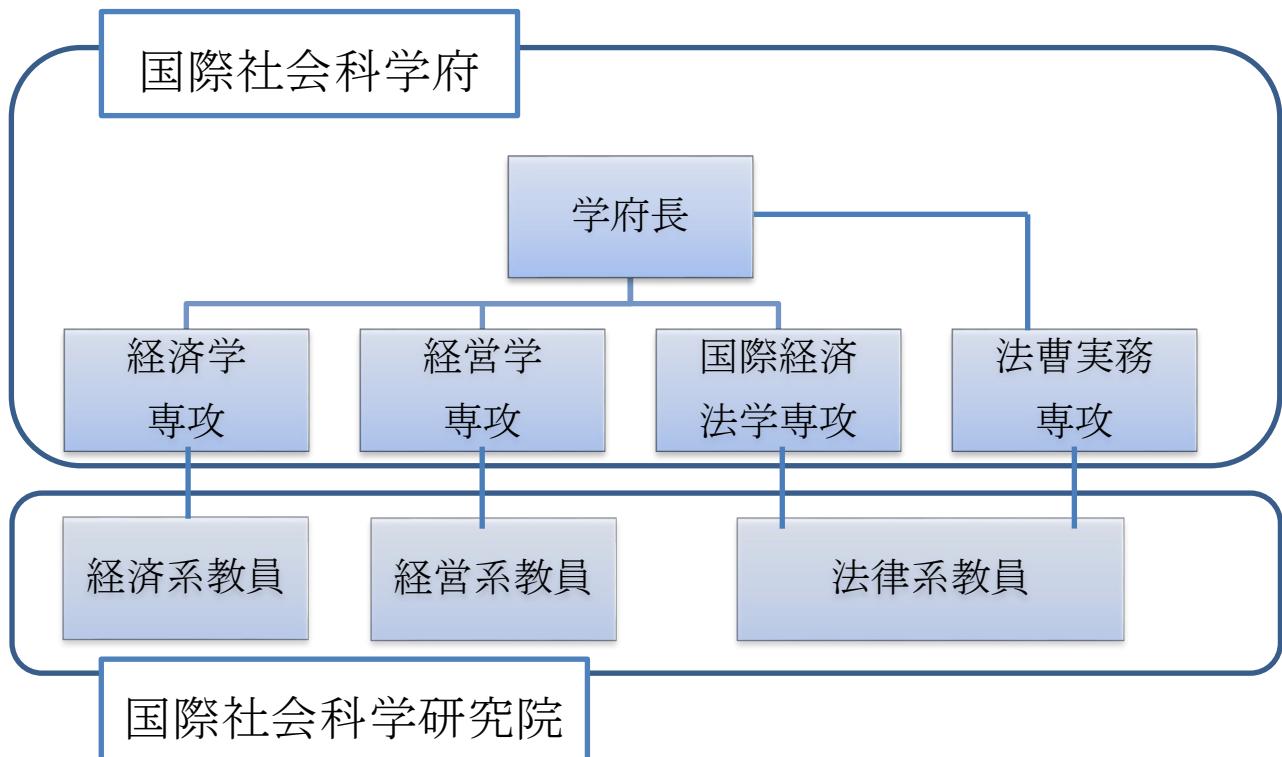
(1) 専任教員の選考

- ① 法曹実務専攻の授業科目を担当する教員の選考は学府教授会の審議事項であり、同時に、法曹実務専攻委員会の審議事項である横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第15条第7項第1号は「授業の担当及び教員の資格審査に関する事項」を専攻委員会の審議事項としている。
そこで、法曹実務専攻の独自性を確保するための制度として、学府長は、法曹実務専攻の授業科目を担当する教員の選考について審議するときは、あらかじめ法曹実務専攻長の意見を聴くものとされている。
- ② 学府長と研究院长は同一人である（横浜国立大学組織運営規則第11条第7項）ので、法曹実務専攻委員会の意思に反する採用及び昇任人事が研究院によりされないことが制度上保障されている。
- ③ 研究院内の組織である法律系委員会は、法曹実務専攻を担当する教員の採用及び昇任に関する基本的な規定として、「法曹実務専攻を担当する教員の人事取扱いに関する内規」を制定している。この内規は、法律系人事系委員会の成立要件及び議決要件（第1条第2項）、専任教員の採用及び昇任に関して業績審査委員会を設置すること（採用に関して第3条第3項・第4項、昇任に関して第5条第5項）等を定めている。専任教員の昇任を審議する人事系委員会は、教授への昇任人事の場合は教授のみにより構成され、准教授への昇任人事の場合は教授及び准教授により構成される（第5条第1項）。なお専任教員の採用及び昇任の採決は無記名投票によることとしている（第7条）。
- ④ 法律系委員会は専任教員の採用及び昇任に関する細則として「法曹実務専攻を担当する専任教員の採用及び昇任に関する覚書」を制定している。この覚書は、専任教員の採用審査基準（第2条）、及び、教授への昇任審査における研究業績の審査基準（第3条第3項第2号）などについて定めている。

(2) 兼担・兼任教員

兼担教員については、国際経済法学専攻の専任教員が担当している。また、兼任教員については、実務系の科目を中心に非常勤講師を依頼している。

資料 13 国際社会科学府・研究院における組織図



出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻調べ

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

1. 必置専任教員の配置

必置専任教員には、法律基本科目についてそれぞれ1人以上、合計で9人の研究者教員が配置されているほか、実務家専任教員としては、弁護士教員4人（内みなし2名）、総計13名が配置されており認証評価基準により置くべきものとされる数を超えて配置している。さらに兼務研究者・専任教員として5名の研究者教員を配置しており、専任教員は18名を配置している。

2. 必置専任教員数に係る教授の人数

本学法科大学院に置くことが必要な専任教員の数は12人であるところ、平成31年4月1日現在（以下の教員数も同様）、本学法科大学院には13人の必置専任教員が置かれている。上記の必置専任教員は国際社会科学研究院に所属し、法科大学院を担当する専任教員である。

上記専任教員13人のうち、10人が教授であり、置くべきものとされる専任教員の半数以上が教授となっている。

基準8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8－2－2に係る状況）

各法律基本科目に関しては、それぞれ専任教員を配置しており、適切な指導が行われている。

基準8－2－3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準8－2－3に係る状況)

1. 専任教員の適正な配置

全ての法律基本科目について、当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。

本学法科大学院の専任教員は、その主に担当する授業科目の区分に従うと、法律基本科目担当教員15人、法律実務基礎科目担当教員14人、展開・先端科目担当教員6人であり、バランスが取れている。

本学法科大学院は、租税法務、国際企業法務に強い法曹、市民密着型の法曹の養成を理念としており、その理念を具体化すべく基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の充実にも力を入れている。基礎法学・隣接科目は、主として、国際社会科学院法律系に属する兼担教員と、非常勤教員によって賄われている。また、展開・先端科目には労働法Ⅰ・Ⅱ担当として専任教員が1人、環境法Ⅰ・Ⅱ担当として専任教員が1人、配置されているほか、比較憲法、地方自治法及び証券取引と法については法律基本科目担当の専任教員がそれぞれ担当しており、合計6人の専任教員が展開・先端科目の授業に当たっている。

2. 教員の構成

本学法科大学院の教育理念・目標に掲げた「人間への深い理解や社会に貢献するという使命感によって、地域に根ざした法曹、公的機関・国内外の企業で活躍する法曹、東アジアや東南アジアなど、商習慣・法律制度などが異なる社会経済環境でも質の高い実務を行えるグローバル法曹など、真摯に人と向き合う多様な人材を育成する」との観点から、比較憲法などでは専任教員が講義を担当しているほか、国際法、アジア経済法や比較法学（平成29年度まで）といった展開・先端科目について豊かな実務経験や専門的知識を備えた教員による科目提供が行われている。

また、市民密着型の弁護士を目指す者が力点を置くべき、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、労働法、行政法などは原則として専任教員により担当されているほか、「証券取引と法」は専任教員により担当され、倒産法、民事執行・保全法、国際私法などの科目は兼担教員により担当されている。また、実務消費者法、実務登記法などの実務関連科目では、特定分野に強い非常勤の弁護士教員等を広く迎え入れて補強を図っている。

専任教員の年齢構成は、平成31年4月1日を基準日として、60歳代4人、50歳代4人、40歳代7人、30歳代3人となっており、40歳代の教員が中心となっている。

基準8－2－4：重点基準

基準8－2－1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8－2－4に係る状況)

1. 高度の実務能力を有する必置専任教員

本学法科大学院には、5人の専任の実務家教員があり、法科大学院の必置の専任教員の数（12人）の2割を超える比率となっている。

5人の実務家教員のいずれの教員も専攻分野における長年の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有すると認められる。また、担当する授業科目は、その実務経験との関連性が強く認められる科目である。

2. 実務家教員の構成

実務家教員5名のうち3名は客員教授であり、客員教授のうち2名は、それぞれ1年間について4単位の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の本学法科大学院の組織・運営に責任を有する、いわゆる「みなし専任教員」である。

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8－2－5 に係る状況)

必置専任教員（12 名）のうち、4 名が高度の実務能力を有する者で構成されており、前述のように、基準 8－2－5 も満たしている。

8-3 教員の教育研究環境

基準8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8-3-1に係る状況)

1. 授業負担数

本学法科大学院専任教員の年間総授業単位数（平成31年度）について、各教員の負担時間数は、平均すると11.1単位である。

2. 適正な授業負担

専任教員のうち研究者教員の授業負担は、法科大学院の科目に関しては4～13単位、これに自大学他専攻等科目を加えた場合に7～15単位となっており、20単位を超えている者はいない。また、更に他大学非常勤講師として担当する科目を加えると7～21単位となる。実務家教員の法科大学院での授業負担は9単位ほどである。

基準8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8－3－2に係る状況)

1. 研究専念期間

本学法科大学院を担当する国際社会科学研究院の専任教員は、国際経済法学専攻を担当する国際社会科学研究院の専任教員と共に、本学国際社会科学研究院の法律系を構成している。そこで、これらの教員全員に共通する研究専念期間制度としてサバティカル研修制度を設け、また、法律系委員会及び法曹実務専攻委員会では「サバティカル研修に関する内規」を制定している（以下、「サバティカル研修内規」という）。

2. サバティカル研修制度

現行のサバティカル研修制度の主な内容は、本来の年間授業担当の2分の1を超えない範囲での授業担当免除及び1年間の学内行政負担の免除である（サバティカル研修内規第4条2項）。サバティカル研修の順位は原則として着任日を基準としており（第7条）、これに基づいてサバティカル研修の対象となる者の順位を確定し、法律系委員会において参考資料として配布の上、本人の業務状況等を勘案して次年度のサバティカル対象者を審議決定している。本制度は、満45歳を境とする2つの年齢層から毎年度1人ずつの対象者を出すことを予定しており、特に、若い研究者に研修を重ねてもらうことを意図している。サバティカル研修修了後には、この間の研究成果を発表する義務があり、本学の教育研究へ還元させることを意図している。

サバティカル研修制度は、研究専念期間を設けることによって教員の研究業績を向上させると共に、一定の周期でサバティカルが得られる見込みがあることによって教員が教育研究に向き合う意欲を維持向上させるインセンティブという側面も有しており、本学の実施体制によってこの目的の実現が確保されている。

基準8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準8－3－3に係る状況)

1. 法学資料室職員

本学法科大学院の専任教員の教育・研究上重要な機能を担っているのは、法学資料室である。同資料室は、月曜日から金曜日までは10時から20時30分まで(12時45分から13時45分までの職員休憩時間を除く)、土曜日は10時30分から16時30分まで開室して利用に供されている。このうち、月曜日から金曜日までの10時から17時までの時間帯には、法律に関する図書や法情報についての専門知識を持つ2人の非常勤職員が勤務している。これらの職員は、図書及び雑誌の整理及び貸出等の本来の資料室職員としての業務をこなすほか、教員の依頼に応じて教材をコピーする等のサービス業務も行っている。

2. リサーチアシスタント(RA)制度

法学資料室について月曜日から金曜日までの17時以降及び土曜日の開室は、主として博士課程後期の学生であるRAが担っている。このRAは、正規の職員と共に、研究資料の調査に加えて教材のコピーなどの教育研究活動の補助業務にも従事している。

3. 管理室

管理室は、法学研究棟の建物管理を初め、学生が実施する自主ゼミの教室貸し出しや、レポートの受領など学習支援を担っている。

2 特長及び課題等

1. 特長

- ① 入学定員25人、収容定員75人の学生数に比し、17人の専任教員を配置して少人数教育を実現しそうな結果である。また、法律基本科目の全てに適切な指導能力を有する専任教員を配置している。この結果、法律基本科目及び法律実務基礎科目のほとんど全てを専任教員によって開講している。
- ② 教員の採用、昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を評価できる体制が整えられている。採用、昇任の審議過程・手続ともに適正なものであり、教員の研究・教育上の能力を丁寧に審査している。
- ③ 本学法科大学院は神奈川県弁護士会とは、全面的な協力・提携関係にあり、同弁護士会から多くの専任教員・みなし専任教員・非常勤講師の弁護士教員の安定的供給による教育機会の提供を得ている。また、実務家専任教員を、みなし教員を含めて5人も配置している。実務家専任教員の実務経験はいずれも十分であり、実務教育に対する体制も整っている。
- ④ 教員の授業負担は適正な範囲内である。研究専念期間としてのサバティカル研修制度がある。
- ⑤ 法学資料室には授業時間帯はもちろん、それ以外の時間帯にもリサーチアシスタントを配置し、教員の研究及び教育の補助を行っている。
- ⑥ 管理室は、法学研究棟の建物管理を初め、学生が実施する自主ゼミの教室貸し出し、レポートの受領など学習支援も担っている。

2. 課題等

大学全体の方針として、中期計画期間内に一定数の人員削減を求められており、退職した教員の後任は原則として不補充とすることとされているほか、常勤職員・非常勤職員についても人件費削減のために後任不補充の措置がとられることがあるため、将来的に教職員の数が十分でなくなるおそれがある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

1. 法曹実務専攻委員会

国際社会科学府規則第1条但書で「法曹実務専攻については、横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則の定めるところによるものとする。」と規定し、法科大学院に関しては「横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則」という独自の規則を定めている。

本学法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、法曹実務専攻委員会を置いている。この会議では、授業の担当及び教員の資格審査に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、成績評価、修了認定その他学生の在学に関する事項及び学位の授与に関する事項、中期目標、中期計画、年度計画に関する事項、これらの目標と計画の評価及び法科大学院認証評価に関する事項を審議する。

これにより、法科大学院の運営に関する重要事項を法科大学院が独自に審議して決定する体制を整えている。法曹実務専攻委員会は、本学法科大学院を担当する専任の教授、准教授及び講師により構成される。

法曹実務専攻委員会は月に1度（原則として第2月曜日。8月を除く）開催することを定例としているが、必要に応じて臨時に開催することもある。

2. 法曹実務専攻長

本学法科大学院には、教育研究及びその運営に関する事項を総括するため法曹実務専攻長を置いている。法曹実務専攻長候補者は、法曹実務専攻委員会において選出し、国際社会科学府教授会の承認を得るものとする。

このようにして本学法科大学院には専任の長を置き、法曹実務専攻長が何らかの決定をする際には必ず法曹実務専攻委員会の議を経ることとされており、この結果、法科大学院の独自性が担保されている。その任期は1年とし、再任を妨げない。

なお、国際社会科学府教授会が法科大学院の運営に関する重要事項を審議する場合は、法科大学院の運営の独自性を担保するため、学府長があらかじめ法曹実務専攻長の意見を聞くものとしている。

基準9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5－1－1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準9－1－2に係る状況）

1. 事務組織

本学法科大学院において、教育課程の編成、学生の入学、成績評価、修了認定、学位の授与など学生に関する事項を所管するのは、社会科学系事務部法科大学院係である。この係は、法科大学院の事務を取り扱う常勤の係長1人、常勤職員1人のほか、非常勤職員1人によって、法科大学院学務関係に係る事務を担当している。

法科大学院に関する庶務、人事、会計などを所管するのは社会科学系事務部総務企画係及び会計係であるが、総務企画係長を中心に、法科大学院専任の常勤職員1人、会計係長、非常勤職員によって実施されている。また、入試業務や入学式・修了式等の行事の実施時には、上記法科大学院係、総務企画係、会計係全体で対応する体制を組んでいる。

2. 研修

横浜国立大学では、職員能力向上のために、スタッフ・ディベロップメントの強化・充実を積極的に図っている。総務・教務全般にかかる各種職員研修会や全学職員研修プログラムのみならず、階層別研修、知識・技能向上研修、海外研修、自己啓発支援等様々な研修を実施し、幅広い分野における能力の向上の一助となっている。

本学では教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び職員を対象として必要な知識及び技能を修得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修を計画的に実施している。前者をFD活動、後者をSD活動と呼んでいる。

FD活動については、高大接続・全学教育推進センターを中心に、これまでFD研修会、学生授業評価アンケートによる授業改善策の提示、公開授業や授業討論会等を通じて得られた効果的な取組み等の情報の共有化など、「個々の教員」を対象とした授業内容や方法の改善というミクロな視点から行ってきた。

また、SD活動に関しては、継続的かつ計画的に階層別、知識・技能向上研修、海外研修、自己啓発研修などの形で数多く実施してきた。特に、平成29年度における大学職員SD研修（研鑽グループ支援研修）については、4グループにおいて実施し、大学職員としての質の向上を目指すのみならず、他機関職員とも積極的に関わりを持ち、活動の幅を広げることにより、多角的な視野を持って日々業務に励んでいる。

さらに、各職員はこれまで上記の他に国立大学協会、国立大学財務・経営センター、関東地区学生生活連絡協議会等が主催する研修にも参加している。

基準9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準9－1－3に係る状況)

1. 適切な予算措置

横浜国立大学においては、大学資産及び毎年度の大学の予算を基礎に、各部局予算配分基準に基づき予算を配分している。

各部局予算配分基準に基づき配分される予算とは別に、学長主導により法科大学院に予算措置された学長戦略経費により法文書作成教育に対する支援経費を要求し、司法試験合格率向上も視野に入れて、法科大学院の個性・特色を活かしつつ、法曹養成に関する教育活動を維持している。

毎年度終了時には、決算書を作成し、計画に沿った執行がなされているかを確認している。

2. 経営協議会

大学の予算・決算は学外委員を含めて構成される経営協議会で審議・承認されている。

2 特長及び課題等

全学的な人員削減の方針のため、退職した教員の後任を補充することは原則としてできないこととされているほか、文部科学省の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムに申請した取組みが「一般的な取組み」と評価され、加算の対象とならなかったこと等の事情から、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために必要となる各教員の教育研究能力及び専攻の管理運営体制といった基本的基盤は有しているものの、その維持については課題がある。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本学法科大学院では、教室に関しては、定員100人規模の教室(経済学部講義棟(以下「経済棟」という。)201号室)を用意し、夏期・冬期などの集中講義を含めて法科大学院専用教室として利用している。演習室に関しては、30人規模の演習室を国際社会科学研究棟(以下「国社棟」という。)205号室、法学研究棟(以下「法学棟」という。)202号室に確保している。

民事・刑事模擬裁判は、本学法科大学院の所在するキャンパス内にある教育文化ホールなどで実施している。実施にあたり、模擬法廷用の家具を中集会室へ運び込み、模擬法廷室を設置している。この中集会室の設備面については、AV機器を用いた授業にも対応可能なように、各種の機器(ワイヤレスアンプ、プロジェクター、OHP等)を用意している。

【解釈指針10-1-1-1】

(2) 自習室

本学法科大学院では、学生一人ひとりに指定席を用意した自習室を完備し(国社棟3階・4階)、年間365日毎日24時間の自習室利用を認めている。

自習室には、総人数分の机と椅子・書架を用意しており、学生専用複写機も国社棟4階に3台を設置している。自習室には、総人数分の机と椅子・書架を用意しており、学生専用複写機も国社棟4階に2台を設置している。また、自習室は、法学資料室、横浜国立大学附属図書館と学内LANで常時接続されている。国社棟3階の各電算室には、併せてPC24台、プリンター4台、スキャナー3台があり、24時間利用可能である。【解釈指針10-1-1-1】

(3) 図書館

1) 横浜国立大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)

附属図書館は、社会科学系についても多数の図書・雑誌を揃えている。附属図書館の組織・図書・設備の概要については、「2019 横浜国立大学附属図書館概要」参照。蔵書数は全体で100万冊余であり、社会科学系だけで約40万冊超である。「図書館蔵書数」参照。

社会科学系研究図書館は、法学棟とつながっている経済学部1号館1・2階にある。

【解釈指針10-1-1-3】

2) 法学資料室

法律系組織に属するものとして、法学資料室がある。法学資料室の平面図は、「法学資料室配架図」参照。

法学資料室は、法科大学院における教育・研究上必要不可欠の文献資料をほぼ網羅している。所蔵状況の一端は、「令和元年度和雑誌リスト」、「令和元年度洋雑誌リスト」、

「法学資料室蔵書数」参照。【解釈指針10-1-1-3】図書予算不足のため、平成29～令和元度は残念ながら法学資料室としての記念論文集の購入が進められなかつたのは遺憾であった（このため、当該年度の「購入予定記念論文集」は添付しない）。

インターネット上での文献検索については、研究室、自習室、自宅のいずれからもアクセス可能である。教員・学生の利用に供される電子媒体の文献情報については、下記のものが利用可能となっており、このうちTKC、LLIについては自宅からもアクセス可能となっている。

D 1-Law 法情報総合データベース (ONLINE DB)

(「現行法規総覧」「判例体系」「法律判例文献情報」「最高裁判所判例解説」が検索可能)

TKC ローライブラリー(LEX/DB インターネット) (ONLINE DB)

(明治8年以降の全判例を収録) web上で司法試験に対応したドリルを行える

LLI 統合型法律情報システム (ONLINE DB)

(膨大な判例全文に加えて主要法律雑誌に掲載されたコメントや「最高裁判所判例解説」を初めとする法律雑誌・文献に掲載された論文・評論・記事を収録)

HEIN ONLINE (ONLINE DB)

(法学分野における約1,200タイトルの定期刊行物、政府刊行物がフルテキストで検索可能。その多くは創刊号から収録)

Westlaw Next (ONLINE DB)

(アメリカ法を中心とする総合法律情報データベース。判例、訴訟資料の他、アメリカ国内の雑誌、紀要、2次文献を収録)

Beck-Online(ONLINE DB)

(ドイツの法律情報データベース。民法、行政法、労働法、家族法。主に雑誌論文、書籍、法規、判例、行政文書の5つの刊行タイプを収録。

法学資料室には、以下に示すとおり、必要十分な事務用機器が備え付けられている。

【解釈指針10-1-1-3】

備品	数	備考
コピー機	3台	教職員用 XEROX 複合機（カラー オンライン） 1台
		学生用 大学コピーカード式 XEROX 複合機（白黒） 1台
		生協プリペイドカード式 XEROX 1台
パソコン	8台	職員用デスクトップ 3台
		教員用ノート 1台
		学生用デスクトップ 4台
プリンター	2台	職員用パソコン用 1台
		学生用パソコン用 1台
シュレッダー	1台	

法学資料室は、施設研究図書委員会によって運営されている。委員には、法科大学院の教員も必ず入っている。【解釈指針10-1-1-7】

法学資料室には、外国語や法律関係情報調査の能力も備わっており、教員が組織する施設研究図書委員会の事務及び法学資料室の運営に携わる2人の非常勤職員が配置されている。この非常勤職員に対しては、着任年度内に必要な研修を行っている。また、16時までは基本的には2人の体制で利用者に対応できるように勤務表が組まれている（17時以降は、RAによる対応）。法学資料室の利用については、「法学資料室利用内規」、及び「法学資料室の利用」参照。学生の利用できる図書・雑誌の拡充に努めている（このほか、一部の古い雑誌について、経済学部1号館2階にある経済学部附属アジア経済社会研究センター統計資料部門資料室が所有しているものもある）。【解釈指針10-1-1-3】【解釈指針10-1-1-4】

令和元年度の教員・学生等の利用状況は別添資料「入室統計表2019年度」参照。

（4）教員研究室

教員研究室として、法学棟に27室（各19m²）と経済学部新研究棟5階に8室（各20m²）が専任教員用に割り当てられており、各専任教員に1室を確保している。また、非常勤講師・客員教授・客員准教授の研究室も経済学部1号館に2室を確保している。教員の個人研究室には、机、椅子、書架、電話・ファックス、ロッカー、PC、プリンターなど教員にとって必要な備品が標準的に整備されている。

なお、教員研究室の位置関係については、別添資料「法学研究棟・経済棟案内図&内線番号」参照のこと。非常勤教員室もある。【解釈指針10-1-1-5】

（5）学生との面談スペース

教員が学生と面談することのできる独立したスペース施設として、教員室(19~20m²)、法学研究棟305会議室及び306教室並びに国社棟3階及び4階のラウンジを利用することが可能である。これらの使用については別添資料「法学研究棟3階教室・会議室等利用要綱」参照。【解釈指針10-1-1-6】

（6）防災面

教員研究室、法学資料室、教室を擁する法学棟には、緊急時には経済学部新研究棟に抜ける非常口もある。自習室、教室を擁する国社棟には、外付けの非常階段がある。一部の教員研究室を擁する経済学部新研究棟には、複数の階段がある。教室を擁する経済学部講義棟は、経営学部講義棟とつながっており、併せて複数の階段を有する。全学的な消防点検も隨時なされており、令和元年度については、別添資料「令和元年度前期消防用設備点検及び防災管理点検日程表」のとおりに行われた。【解釈指針10-1-1-8】

2 特長及び課題等

1. 特長

- ①学生自習室において在学中の学生全員に個人用の机と椅子を提供している。修了後の自習室の継続的利用についても、科目等履修生などに限られるが、必要な座席数を確保している。無線 LAN 配備の学生自習室では、年中 24 時間の利用が認められ、自学習の環境として不足はない。隣接する電算室でも 24 時間の PC 利用が認められている。【解釈指針 10-1-1-1】【解釈指針 10-1-1-2】
- ②教員研究室は、専任教員はもとより、みなし専任教員、客員教授、非常勤講師を含め、部屋数としては必要十分であり、教育研究活動を効果的・効率的に行える環境が整備されている。【解釈指針 10-1-1-5】
- ③平成 24 年度に重度身障者が入学した（平成 26 年度年度修了）ため、入学前に必要な施設・設備の設置・移動工事を実施した。その結果、身障者が講義や演習を十分に受講できる施設・設備が整えられ、現在に至っている。当時の系長、専攻長、教務厚生・入試などの委員会、事務職員の尽力は多大であった。【解釈指針 10-1-1-8】

2. 課題

一部の研究室が狭いという問題がある。【解釈指針 10-1-1-5】

また、本学では法律関係の部局等（法律系）の歴史が相対的に浅いことから、電子媒体・紙媒体を問わず、図書・雑誌等のコレクションの整備は、今後も粘り強く追求すべき継続的課題である。特に、数年前から、国際社会科学研究院における法科大学院専任教員・兼任教員に向けられた研究費が削減されたため、購入図書冊数を削減せざるを得なかった。さらに法律データベースの購入縮減も検討せざるを得なかつた。今後は、外部資金の獲得等を含め、これらの削減分を解消するための方策を検討する必要があると考えている。【解釈指針 10-1-1-3】

電算室の管理は国際社会科学府に委ねられている。【解釈指針 10-1-1-7】

平成 28 年度途中の担当助手の退職後、これに代わる専任担当者は着任しておらず、その採用が望まれていたが、助手、非常勤職員の整備体制に着手し、平成 30 年度より国際社会科学府として設備・学習環境を確保・整備する体制がとられている。【解釈指針 10-1-1-4】

なお、年度によっては学生自習室の使用方法に問題のある学生も見られ、課題となっている。これに対しては、教務厚生委員会等が適宜注意や勧告を行い、学生にとってよりよい学習環境を整備していくように対応を図っている。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

1.1-1 自己点検及び評価

基準1.1-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適切な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

基準1.1-1-1に係る状況)

1. 自己点検及び評価を実施するための適切な体制

(1) 自己点検評価書の作成

本学法科大学院では、「FD委員会」の下で毎年度自己点検評価書を作成している。その評価項目は以下のとおりである。

●自己点検評価書（平成26年度～令和元年度）●

第1章 教育の理念及び目標	【解釈指針11-1-1-2(1)】
第2章 教育内容	【解釈指針11-1-1-2(2)】
第3章 教育方法	【解釈指針11-1-1-2(2)】
第4章 成績評価及び修了認定	【解釈指針11-1-1-2(3)】
第5章 教育内容等の改善措置	【解釈指針11-1-1-2(2)】
第6章 入学者選抜等	【解釈指針11-1-1-2(4)(5)】
第7章 学生の支援体制	【解釈指針11-1-1-2(6)】
第8章 教員組織	【解釈指針11-1-1-2(7)】
第9章 管理運営等	【解釈指針11-1-1-2(7)】
第10章 施設、設備及び図書館等	【解釈指針11-1-1-2(6)】
第11章 自己点検及び評価等	【解釈指針11-1-1-2(7)】

具体的には、自己点検評価書の各章に①教育の理念及び目標（第1章）、②修了者の進路・活動状況を含む教育理念及び目標の達成状況（第1章）、③教育内容と方法（第2、3、5章）、④成績評価方法と進級・修了認定（第4章）、⑤入学者の選抜（第6章）、⑥収容定員と学生の在籍状況（第6章）、⑦学生の学習・生活の支援並びに就職支援（第7、10章）、⑧教員組織と教員の指導能力に関する事項（第8、9、11章）の各項目を設け、各年度の達成状況を点検する体制を探っている。

(2) 自己評価書の作成

同じく FD 委員会の下で、本学法科大学院独自のものとして、教員ごとの教育・研究活動の状況及び組織運営への参加状況を調査・収集し、専任教員の自己評価書を毎年度作成している。

専任教員自己評価書の各評価項目は、以下のとおりである。

●自己評価書（平成26年度～平成30年度）●

- I 専門分野等
 - 1. 専門分野
 - 2. 現在の研究課題
- II 研究活動
 - 1. 研究業績
 - (1)著書（題名、出版社、出版年月）
 - (2)論文（題名、掲載雑誌名、発行年月）
 - (3)その他（判例研究、書評、解説記事など）
 - 2. 学術賞
 - 3. 競争的資金獲得、外部資金受入れ状況
 - 4. 学会その他の学術的な会議での研究報告
 - (1)会議の名称
 - (2)発表内容
 - (3)開催年月
 - (4)開催場所
 - 5. その他の研究活動（学会・シンポジウムの企画・実施、学会の理事長その他の役員、学術雑誌の編集委員など）
- III 教育活動
 - 1. 担当授業科目と期間
 - 2. 研究指導をした学生数（修士論文指導、博士論文指導、リサーチ・ペーパー作成指導）、責任指導教員として担当した学生数
 - 3. その他の教育活動（教育活動に関する受賞、指導する学生の学会発表の指導、指導する学生の学術賞受賞など）
- IV 学内運営
役職名と期間
- V 社会活動
 - 1. 審議会、国または地方公共団体の委員会の委員
 - 2. 講演会、公開講座など
 - 3. その他の社会活動
- VI 自己評価

自己評価書における各教員の評価内容については、本学「横浜国立大学教育研究活動データベース」への入力によって公開されている。これにより、教員の個人情報の保護にも十分な配慮がなされている。また、年度初めの系委員会において自己評価書に関する報告がFD委員会からなされ、各教員が前年度の研究・教育活動及び学内委員会業務等を省察し、研究力・教育力の向上を図る機会としている。

2. 自己点検及び評価の結果の活用

（1）教育力・研究力の向上

本学法科大学院では、1. (1) 及び (2) で述べた自己点検評価書及び自己評価書を法科大学院教育に活用するためのFD活動を、FD委員会の下で実施している。すなわち、FD委員会は作成された自己点検評価書及び自己評価書に基づき、教務委員会、実務系科目協議委員会と連携して、教育改善上の課題を提示する。そこで示された課題を検討し改善策を策定することを目的として、専攻長主催の下全専任教員の参加するFD会議が定期的に開催される（資料14「FD委員会開催状況（令和元年度）」参照）。FD会議では、FD委員会によって提示された自己点検評価書及び自己評価書の結果に基づく課題について問題の所在と改善の方向性を議論し、改善項目に応じてFD委員会、教務委員会等関係委員

会が具体的改善措置案を策定する。策定された措置案は法曹実務専攻委員会で審議され、必要な措置を決定した上で、関係委員会においてこれらを実施するという体制を探っている。これらの活動を支えるのが FD 委員会の役割であり、自己点検評価及び自己評価活動を通じて、教育と研究に関する情報共有と各教員の教育力・研究力の向上を図っている。

このような活動の成果は、共通的な到達目標モデル（コア・カリキュラム）に準拠した教育の進行、研究者教員と実務家教員との協力による理論と実務を繋ぐ授業の実践、これらを可能とする教員の教育力・研究力の啓発を通じて、本学法科大学院の教育内容及び学生指導に活かされている。特に、総合演習科目等の演習科目においては、少人数教育を活かしつつ、個々の学生の学力に応じた教育内容を双方向授業及び法文書作成指導等を通じて実現する体制が整えられている。

資料 14 FD 委員会開催状況（令和元年度）

平成 30 年度 FD 委員会	日時	議題
第 1 回	平成 31 年 4 月 15 日 12 時～12 時 30 分	①授業評価アンケートの実施、②公開授業の実施、③ FD 会議の議題、④司法試験合格者懇談会への協力、⑤「つながる君」への投書
第 2 回	令和元年 5 月 6 日 12 時～12 時 30 分	①春の公開授業の実施、②外部評価の日程、③「つながる君」の投書について
第 3 回	令和元年 6 月 3 日 12 時～12 時 30 分	①春の公開授業実施報告、②授業評価アンケート実施状況③「つながる君」の投書
第 4 回	令和元年 7 月 1 日 12 時～12 時 30 分	①春の公開授業に関する三系 FD 会合報告書及び FD 会議、②授業評価アンケートの実施状況と受講者への返信、③司法試験合格者懇談会への協力、④弁護士による法科大学院の授業の受講について
第 5 回	令和元年 9 月 30 日 12 時～12 時 30 分	①合格者研修会の実施、②秋の公開授業、③授業評価アンケートの実施、④研究成果の発表と研究会の開催、⑤研究会の実施・科学研究費の獲得・地域貢献等の公開
第 6 回	令和元年 10 月 28 日 12 時～12 時 30 分	①秋の公開授業、②授業評価アンケートの実施、③FD会議の実施
第 7 回	令和元年 12 月 2 日 12 時～12 時 30 分	①授業評価アンケート（期末）、②中間アンケート実施結果
第 8 回	令和元年 12 月 23 日 12 時～12 時 30 分	①秋の公開授業を受けた FD 会議の開催
第 9 回	令和 2 年 2 月 3 日 12 時～12 時 30 分	①FD 会議、②秋の公開授業結果と FD 会議の開催、③授業評価アンケート、④実務演習科目のアンケートの実施方法
第 10 回	令和 2 年 3 月 2 日 メール審議	①授業評価アンケート、②全学方式によるアンケートと閲覧申請

（2）責任指導教員制の検証

本学法科大学院では、従来から行っていたアカデミックアドバイス制度をより徹底させた責任指導教員体制を平成28年度から導入している。これにより、各学生の学修状況を個別に詳細に把握し学習段階に応じた助言をすることが可能となり、学生が着実に司法試験合格のための学力を習得できる体制が強化されている。自己評価書は各教員の責任指導教員としての指導の実施状況も把握するものとなっており、個々の学生指導の面でも活用されている。

（3）教育活動等の改善

毎年度、自己点検評価書を作成し、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、修了者の進路及び活動状況を点検している。

2 特長及び課題等

1. 特長

本学法科大学院では、教育指導の状況を継続的に把握・評価し、その結果を教育改善活動に効果的に反映させることをのうえ、的として、FD委員会を設け、同委員会を中心組織的かつ継続的に自己点検及び自己評価を実施するための体制を確保している。FD委員会による活動の成果は、法曹実務専攻長主宰のFD会議で検討し、法科大学院としての組織的な教育力の向上のための活動を行っている。

FD会議における教育改善活動を実効化するため、同会議の事前・事後に公法系・民事系・刑事系の分野ごとに研究者教員・実務家教員をグループ化した各系FD会合を実施し、課題解決のための意見交換と適切な対応策の検討・実行につき細かな対応を図っている点にも本学法科大学院の特長がある。更に、毎学期、公開授業期間を公式に設定し、教員相互の授業参観の機会を組織的に確保して、互いの授業の優れた点及び改善すべき点を指摘し確認する場を設けている。「第5章 教育内容等の改善措置」（基準5-1-1に係る状況）2(1)(i)参照。

本学教職員以外の者による検証としては、自己点検評価書について学外の有識者による外部評価を実施すると共に、神奈川県弁護士会との連携による研究会や研修会を通じて、本学法科大学院の教員が自己の教育研究内容を公表し、法科大学院における教育力を改善するための機会を整えている（「第5章 教育内容等の改善措置（基準5-1-1に係る状況）2(1)(ii)(iii)」参照）。

2. 課題

以上により、本学法科大学院においては、自己点検及び評価を実施するための適当な体制が整備され、自己点検及び評価が実施されているといえる。また、その結果を教育活動等の改善に活用する体制も確保されている。上記（基準11-1-1に係る状況）1.及び2.参照。

平成30年度に募集停止が決定され、本学で行ってきた諸対応措置が十分な成果を上げるに至っていない点が懸念される。合格率向上のための措置として、平成29年度から講座と研修会を強化しているが（「第7章 学生の支援体制 7-1 学習支援 1. 学習支援参照」）、今後も更に内容の改善に向けた点検を行い、合格率の向上を目指して実効的措置を講じていく。

1.1-2 情報の公表

基準1.1-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準1.1-2-1に係る状況)

1. 適切な体制による情報の公開

(1) 体制

本学法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報は、各種委員長から専攻長の下に集約され、法科大学院係及び広報委員会を通じて、『学生募集要項』や『リーフレット』として配布するほか、全学もしくは本学法科大学院のウェブサイト上に公表されている。

(2) ウェブサイト

本学法科大学院のウェブサイトは、①トップページ、②専攻紹介、③カリキュラム、④入試情報、⑤学習支援、⑥修了後の進路及び⑦教員紹介の7項目から構成されており、また当該サイトにおいては、a)設置者、b)教育の理念及び目標、c)教育上の基本組織及び教員組織、d)収容定員及び在籍者数、e)進級の状況、f)教育課程の編成及び実施に関する方針、g)到達目標、h)標準修業年限、i)授業科目、j)授業の内容及び方法、k)成績評価・進級及び課程の修了に関する基準、l)入学者受入方針及び過去の入学者選抜に関する事項(志願者・受験者・入学者数、競争倍率、合格者数、配点基準、適性試験の平均点・最低点)、m)施設及び設備等の学生の教育環境、n)学費及び奨学金等の学生支援制度、o)修了者及び司法試験合格者に関する事項(修了者数、修了率、司法試験受験者数・合格者数・合格率及び修了者の進路)等の情報を、それぞれ公表されている。

(3) 学生募集要綱・リーフレット

『学生募集要項』においては、本学法科大学院の特色、修了要件・進級制度、授業科目等の情報が提供されている。

なお、『リーフレット』においては、本学法科大学院の特色、教育課程の編成、施設及び設備等の学生の教育環境等の情報が提供されている。

また、『学生募集要項』及び『リーフレット』については、本学法科大学院係にて無料で配布しているほか、学内外における説明会においても配布している。平成29年度においては、学内はもとより、他大学、横浜市開港記念会館、予備校等で説明会を開催し、積極的な情報提供に努めたところである。

2. 学生が修得すべき知識及び能力に関する情報の公開

教育の理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報がウェブサイト上で公表されている。具体的には、履修細目(二)カリキュラムの体系において、第1段階(法律基本科目に属する講義・演習科目)から第3段階(実務基礎科目、総合演習科目)に至るまでの段階的学習により、全学生が身につけるべき資質・能力が掲げられており、Webシラバスにおいて、授業科目ごとの履修及び到達目標を明示している。

なお、その目標達成度が、各授業科目の成績評価基準になることも確認されている。

また、ウェブサイト④（上記1.（2））においては、過去の試験問題を出題趣旨と講評を付して公表する等学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を公表している。

3. 修了生弁護士・合格者のメッセージ・座談会

ウェブサイト①（上記1.（2））においては、修了生弁護士や合格者からのメッセージや座談会を掲載している。

4. 認証評価関係資料の公開

自己点検評価書については、毎年度自己点検・評価を実施し、その成果を自己点検評価書にまとめている。

5. 教員の教育・研究活動の公開

ウェブサイト⑦「教員紹介」（前述1.（2））において、教員の最近5年間における教育上・研究上の業績を公開している。特に、研究者教員については①担当授業科目名、②主な職歴、③主な研究業績を、実務家教員については④担当授業科目名並びに法律実務に関する主な経歴、⑤実績及び著作をそれぞれ公表している。

さらに、専任教員に関しては、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動を示す事項について公表している。

基準11－2－2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準11－2－2に係る状況)

1. 評価の基礎となる情報

本学法科大学院では、前回の評価以降の全年度全科目につき、シラバス、授業におけるレジュメや課題等の配付物、中間試験及び定期試験の問題と学生の答案を紙媒体の形で法科大学院係において一元的に保管している。授業評価アンケート結果等教育改善に関するその他の諸資料も法科大学院係において適切に保管している。

自己点検評価書及び自己評価書、公開授業報告書は法学研究棟管理室で保管し、随時教員の閲覧に供する体制を整えている。

2. 適切な方法による保管

上掲1. のいずれの資料とも、法科大学院係及び法学研究棟管理室で適切に保管されており、評価機関の求めに応じて随時提出できる状況である。

2 特長及び課題等

1. 特長

- ① 本学法科大学院では、FD委員会を中心に組織的かつ継続的に自己点検及び自己評価を実施するための体制を敷いている。FD委員会による活動の成果は、法曹実務専攻委員会と共に定期的に開催されるFD会議で全専任教員に情報提供し、必要な改善措置を検討、実施している。法科大学院としての組織的な教育力の向上のための活動を行っていると言ふことができる。
- ② FD委員会は毎学期公開授業期間を公式に設定し、教員相互の授業参観の機会を組織的に確保して、教育力の向上を図る場を確保している。「第5章 教育内容等の改善措置」（基準5－1－1に係る状況）2（1）（i）参照。
- ③ FD委員会によって自己点検評価書及び専任教員の自己評価書を毎年度作成すると共に、自己点検評価書をもとに学外の有識者による外部評価を実施している。
- ④ 本学及び学外で開催されるFD研修会、神奈川県弁護士会との連携による研究会・研修会へ研究者教員・実務家教員が参加することによって、法科大学院における教育力の改善・研究力の向上のための機会を整えている。（「第5章 教育内容等の改善措置（基準5－1－1に係る状況）2（1）（ii）（iii）」）。
- ⑤ 広報委員会によって、本学又は本学法科大学院のウェブサイト上に、法科大学院の設置者、教育の理念と目標と共に、カリキュラムや履修案内等の教育課程や進級・修了等教育に関する事項、入学者の受入方針や毎年度の志願者・受験者・入学者数、競争倍率等の入学者選抜に関する事項、毎年度の収容定員・在籍者数、学生の教育環境と学費・奨学金等学生の支援制度に関する事項、修了者の進路や修了後の活動状況に関する事項等に関する最新の情報を公開している。履修案内は冊子も作成して学生に配付し、便宜を図っている。あわせて履修登録期間や成績発表等、教育の実施上重要な情報は、法科大学院係を通じて学生のメーリングリスト等を利用し周知させている。
- ⑥ 大学のウェブサイトにおいて、専任教員の過去5年間における教育上・研究上の業績及び学内外での公的活動と社会貢献活動等について公表し、本学法科大学院教育を行うに適切な能力を有していることの検証を可能としている。
- ⑦ 授業に関する資料（シラバス、レジュメ・課題等の授業内配付物）及び成績評価の資料（中間試験及び定期試験問題・学生の答案、授業評価アンケート等）は法科大学院係にて、また教員の自己点検に関する資料（自己評価書、公開授業報告書等）は法学研究棟管理室にて、いずれも適切に保管されており、隨時資料として提供できる体制が整っている。

2. 課題

本学法科大学院においては自己点検及び評価を実施するための適当な体制が整備され、実施されている。その成果を教育活動等の改善に活用する体制も確保されている。

評価の基礎となる情報とその保管体制についても適正である。上記（基準11－2－2に係る状況）1. 及び2. 参照。

ただし、平成30年度に本学法科大学院の募集停止が決定され、本学で行っている諸措置が十分な成果を上げるために、自己点検・評価の内実をさらに向上させる必要があると考えられる。そのために、今後も恒常的な点検を行い、FD活動が司法試験合格率の向上に結びつくよう対策を講じていく予定である。